

釧路市地域防災計画

風水害等対策編

釧路市防災会議

釧路市地域防災計画 風水害等対策編

目次

第1章 総則

第1節	計画の方針	1
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務 又は業務の大綱及び市民の責務	3
第3節	釧路市の概況	3
第4節	防災会議	3

第2章 災害予防計画

第1節	都市防災化計画	4
第2節	公共施設の整備計画	5
第3節	防災訓練計画	6
第4節	水害予防計画	7
第5節	高波・高潮等災害予防計画	9
第6節	土砂災害予防計画	10
第7節	災害情報通信計画	11
第8節	災害備蓄計画	11
第9節	避難計画	12
第10節	消防計画	13
第11節	救急救助・医療救護予防計画	16
第12節	要配慮者対策計画	16
第13節	防災知識の普及計画	17
第14節	自主防災組織育成計画	17

第3章 災害応急対策計画

第1節	組織体制	18
第2節	職員動員計画	18
第3節	災害情報収集伝達計画	19
第4節	災害広報広聴計画	23
第5節	避難計画	25
第6節	土砂災害対策計画	28
第7節	雨水・融雪災害対策計画	30
第8節	輸送計画	31
第9節	食糧供給計画	31
第10節	給水計画	31
第11節	衣料・生活必需品等物資供給計画	32

第 12 節	救急救助・医療救護計画	32
第 13 節	防疫及び保健衛生計画	33
第 14 節	清掃計画	33
第 15 節	障害物除去計画	33
第 16 節	文教対策計画	34
第 17 節	商工業対策計画	34
第 18 節	雪害対策計画	35
第 19 節	農林水産業等対策計画	39
第 20 節	労務供給計画	39
第 21 節	要配慮者応急対策計画	40
第 22 節	被災宅地安全対策計画	40
第 23 節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・火葬計画	41
第 24 節	応援要請計画	41
第 25 節	ボランティア活動支援計画	42
第 26 節	災害救助法の適用計画	42
第 4 章	事故災害対策計画	
第 1 節	海上災害対策計画	43
第 2 節	航空災害対策計画	56
第 3 節	鉄道災害対策計画	60
第 4 節	道路災害対策計画	63
第 5 節	火山噴火災害対策計画	66
第 6 節	湖沼・山岳遭難予防及び救助計画	67
第 7 節	危険物等災害対策計画	68
第 8 節	林野火災対策計画	70
第 5 章	災害復旧計画	
第 1 節	被災者援護計画	75
第 2 節	公共施設復旧計画	75
第 6 章	公共事業施設防災計画	
第 1 節	電力施設防災計画	76
第 2 節	ガス施設防災計画	77
第 3 節	公衆通信施設防災計画	79

※ 本計画における本文中の班は災害対策本部に置かれる班。
 なお、災害対策地域本部の班については、これに準ずるものとする。

第1章 総 則

第1節 計画の方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、釧路市防災会議が作成する計画であり、本市に係る風水害等の災害に関し、予防、応急及び復旧等の対策を総合的、計画的かつ有効的に実施するに当たり、防災関係機関が行うべき事務又は業務の大綱を定めて、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、本市防災の万全を期することを目的とする。

2 計画作成機関

釧路市防災会議

3 計画の構成及び内容

この計画は、釧路市において想定される風水害等の災害に対して釧路市が処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、事故災害対策計画、災害復旧計画、公共事業施設防災計画から構成される。

(1) 総 則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、釧路市が行う風水害等の対策に関する計画の方針について定める。

(2) 災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。

(3) 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生するおそれがある場合に、これを防御し、又は応急的対応を行うなど、災害の拡大を防止するための応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。

(4) 事故災害対策計画

本市域内及びその周辺で発生する船舶及び航空機等による事故災害や林野火災等を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。

(5) 災害復旧計画

風水害等の災害の復旧に当たっての各種援護措置及び公共施設復旧の実施に当たっての基本方針について定める。

(6) 公共事業施設防災計画

風水害等の災害による公共事業施設への被害を未然に防止し、また、災害が発生した場合にそれら施設への被害を最小限に食い止めるための措置及び市と公共事業者との協

力・連携について定める。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

5 細部計画の策定

この計画を具体的に実施するに当たって必要な細部計画については、災害対策本部等及び各班並びに防災関係機関において定める。

6 国・道の防災計画との関係

この計画は、国が定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに「北海道地域防災計画」との整合性・関連性を有する。

7 計画の習熟

災害対策本部等及び各班並びに防災関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分果たせるよう平素から研修・訓練の実施により、この計画及びこの計画に関連する他の細部計画の習熟に努める。

また、市民への周知を図るため、広報・啓発活動に努める。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務 又は業務の大綱及び市民の責務

本節の詳細は、地震災害等対策編第1章第2節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱及び市民の責務」に準ずる。

第3節 釧路市の概況

本節の詳細は、地震災害等対策編第1章第3節「釧路市の概況」に準ずる。

第4節 防災会議

災害の予防、応急対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的な運営を図るため、防災に関する組織運営及び災害対策本部の設置基準等を定める機関として、防災会議を組織する。

本節の詳細は、地震災害等対策編第1章第5節「防災会議」に準ずる。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害の発生に備え、本市の都市計画及び公共事業等を実施するに当たり、都市の防災化を推進するとともに、防災知識の普及と防災体制の確立を図り、災害による被害を最小限に防止するために必要な事項を定める。

第1節 都市防災化計画

本計画は、都市の防災性の向上や計画的で良好な市街地の形成のため、都市計画に基づく防災化の推進と災害に強い市街地整備を推進し、本市の防災構造化を図ることを目的とする。

主な実施担当	災対本部	住宅都市班、都市整備班
	地域本部	—

本節の詳細は、地震災害等対策編第2章第1節「都市防災化計画」に準ずる。

第2節 公共施設の整備計画

道路、公園等の公共施設は、災害の拡大を防止する上で重要な役割を果たすものである。すなわち、道路は、避難、消火、救急等の緊急活動のほか、延焼阻止にも有効であり、公園は、避難地として有効である。これらの公共施設が災害発生時に必要な機能を発揮しうよう事前に整備をしておくことは、災害予防上極めて大切なことなので、今後これら公共施設の整備に努める。

主な実施担当	災対本部	総務班、総合政策班、財政班、産業振興班、都市整備班、上下水道班
	地域本部	総務班、建設班
防災関係機関等	釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部	

1 道路網の整備

道路は、市民の日常生活、物資流通の面で重要な役割を担っており、災害時においては、火災の延焼を防ぐ緩衝帯、市民の避難及び防災関係機関等の活動に欠くことのできない都市基盤施設である。

このことから、今までの道路整備においては、広域交通、物流ルート、防災拠点等に配慮した整備を進めてきたところであるが、今後も防災上の機能を十分に発揮できるような道路網の形成を計画的に図る。

2 公共下水道等の整備

公共下水道・農業用排水路は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、水害解消に大きな役割を果たしている。特に市街地における浸水防止のため、今後も計画的に公共下水道等の建設を推進し、水害解消を含めた生活基盤等の整備充実を図る。

3 公園、緑地の整備

公園、緑地は、広域避難場所、避難路、火災時における延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、大規模な公園、緑地は応急救助活動や復興活動の拠点、物資集積等の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

このため、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション等のための機能とともに、防災の観点からも都市公園、緑地の整備を推進し、都市の安全性の向上に努める。

4 公共施設の整備

小中学校や地区会館等、災害時に防災拠点となる公共施設については、本章第8節「災害備蓄計画」の定めに従い、平常時より食糧、日常物資及び医薬品等の備蓄を推進するとともに、耐震性、耐火性に配慮し、その機能の維持に努める。また、避難行動要支援者の避難生活に支障のないよう施設のバリアフリー化に努め、利用者の安全及び防災拠

点の確保を図る。

第3節 防災訓練計画

訓練は、積み重ねることにより防災活動を的確かつ円滑に実施するために有効である。そのため、行政をはじめとする防災関係機関の的確な対応に加え、市民や事業所等の自主的な活動が不可欠であり、防災行動能力の向上を図るため、実戦的な防災訓練を実施し、その習熟に努める。

主な実施担当	災対本部	総務班、総合政策班、財政班、福祉班、こども保健班 市民環境班、教育班、消防班、市立病院班
	地域本部	総務班、避難援護班、教育班、消防班、病院班
防災関係機関等	消防団、その他防災関係機関	

本節の詳細は、地震災害等対策編第2章第3節「防災訓練計画」に準ずる。

第4節 水害予防計画

集中豪雨や大型台風、融雪による洪水等の被害を事前に予防し、市民や水防関係機関に対していち早く適切な情報を提供することにより、災害活動体制の確立や市民の避難に役立てる。

主な実施担当	災対本部	総務班、都市整備班、上下水道班、消防班
	地域本部	総務班、建設班、消防班
防災関係機関等		釧路地方気象台、釧路開発建設部、釧路総合振興局、消防団

1 市街地浸水対策

災害の発生が予想され、警戒を必要とする区域を、浸水予想区域及び水防区域として指定し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努め、災害の未然防止を推進する。

なお、大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水の予想される区域は、「釧路市水防計画」を参照のこと。

(

1) 下水道施設予防対策

ア 浸水防止

降雨時における浸水を防止するため、計画的に雨水排水施設の整備を推進し、防災性の強化に努める。

イ 維持管理

(ア) 清掃、浚渫及び修繕を行い、災害時にその能力を最大限に発揮できるよう常に点検、管理を十分に行う。

(イ) 停電時に排水施設からの排水処理ができるよう自家発電設備等を設置するとともに、停電の際に速やかに切り替えができるよう常に点検、管理を十分に行う。

ウ 施設の巡視

災害が予想される場合は、主要な各施設を巡視し、事前に必要な防護を行う。

エ 資機材の備蓄

各施設においては、災害発生時に速やかに排水処理を行うことができるよう復旧に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、常に点検を行う。

(2) 土木施設等予防対策

ア 道路、橋梁対策

道路、橋梁について、道路パトロールを随時実施し、平時から、側溝・法面等の維持補修を行い、災害の拡大防止と災害時の交通確保に努める。

イ 低地帯の浸水予想区域における対策

低地帯で浸水のおそれがある区域について、気象状況等により随時当該区域のパトロールを実施し、現況の把握に努める。

(3) 河川予防対策

ア 河川施設の調査、点検及び維持管理の実施等

- (ア) 河川管理者は、各施設の点検要項に基づき、安全点検の実施及び補修、改修等を計画的に実施する。
- (イ) 河川管理者は、危険箇所等を定期的に調査し、安全性や機能の確保に努め、改善が必要な場合には計画的整備を実施する。
- (ウ) 水防管理者は、必要に応じ市以外が管理する河川の管理者に対して、河川の氾濫を防止する等のため、河川改修工事等を要請する。

イ 河川水位の観測

迅速かつ正確なデータをリアルタイムで把握するため、開発局や道が設置する河川情報システムの活用を図る。

ウ 浸水想定区域における対策

水防法では、国土交通大臣や都道府県知事が指定した洪水予報等河川のうち、浸水想定区域の指定を受けた場合には、市町村の長が洪水ハザードマップを作成するものと規定されている。新釧路川等がこれに該当することから市民に対し、浸水想定区域、指定緊急避難場所等を定めた洪水ハザードマップを配布し、災害に関する防災意識のより一層の普及啓発を図る。

(4) 水防体制の整備

台風や集中豪雨による風水害が発生した場合、家屋の浸水や道路の冠水による交通障害を発生するおそれがあるところから、都市整備班、消防班及び消防団を中心に、水防体制の整備・強化に努める。

また、年1回以上実施する水防訓練を通して、随時水防工法についての技能を習得し、より一層、活動能力の向上を図る。

(5) 気象情報の活用

気象庁がインターネットにより提供する各種防災気象情報や釧路地方气象台とのホットラインにより得た気象情報を、迅速かつ的確に収集・分析し、災害発生前に各班の初動態勢を確立する。

第5節 高波・高潮等災害予防計画

高波、高潮等による被害を最小限に食い止めるため、海岸、河口部の定期的な調査を実施し、危険箇所の指定と適切な整備に努めるとともに、危険についての市民への日常的な啓発活動を推進する。

主な実施担当	災対本部	総務班、都市整備班、水産港湾空港班
	地域本部	総務班、建設班（音別）
防災関係機関等		釧路地方気象台、釧路開発建設部、釧路総合振興局建設管理部、釧路総合振興局

1 高波・高潮等危険区域

海岸地域で、高波、高潮等により災害が予想され、警戒を要する区域は、「釧路市水防計画」を参照のこと。

2 高波・高潮予防対策

- (1) 高波・高潮による災害を最小限に食い止めるため、以下の施設整備を行う。
 - ア 防潮堤や防潮護岸等の海岸保全施設
 - イ 防潮堤防や防潮水門等の河川防水施設
- (2) 災害の発生に備え、日頃の市民への啓発と事前の警戒避難体制を整える。
 - ア 広報活動、防災訓練等を通じた市民への危険の周知・啓発
 - イ 災害時の通信体制、警戒避難体制等の計画的な整備

第6節 土砂災害予防計画

集中豪雨、融雪等により発生する土砂災害を未然に防止するため、関係機関と連携して土砂災害危険箇所の実態を把握し、危険な箇所における災害防止等の措置を講じる。

主な実施担当	災対本部	産業振興班、住宅都市班、福祉班、こども保健班
	地域本部	建設班
防災関係機関等	釧路総合振興局建設管理部、釧路総合振興局	

1 土砂災害危険箇所の対策

1項の詳細は、地震災害等対策編第2章第7節「土砂災害予防計画」に準ずる。

第7節 災害情報通信計画

災害発生時に、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、市と災害現場、防災関係機関、市民等との間において通信手段を確保し、その活用を図るよう体制の整備に努める。

主な実施担当	災対本部	総務班、総合政策班、福祉班、上下水道班、消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、建設班、消防班
防災関係機関等		釧路地方気象台、(株)NTT東日本ー北海道、 (株)NTTドコモ北海道支社、釧路警察署、 (株)エフエムくしろ、NHK釧路放送局、その他報道機関、 釧路総合振興局、消防団

本節の詳細は、地震災害等対策編第2章第9節「災害情報通信計画」に準ずる。

第8節 災害備蓄計画

風水害等の災害時には、家屋の倒壊、流出により食糧・生活必需品の確保が困難となり、また、救出援護活動のための医薬品及び防災資機材に対する緊急の需要も高まると予想される。

従って、災害時における応急活動を円滑に行うため、平常時より災害時に備え食糧・生活必需品等の確保を目的とした備蓄体制の整備を図る。

主な実施担当	災対本部	総務班、こども保健班、産業振興班、上下水道班、 教育班、消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、建設班、教育班
防災関係機関等		(一社)釧路市医師会、(一社)釧路歯科医師会、 (一社)釧路薬剤師会、その他防災協定締結団体

本節の詳細は、地震災害等対策編第2章第10節「災害備蓄計画」に準ずる。

第9節 避難計画

市は、風水害等による被害が予想される危険地域から市民等を安全な場所へ避難させるほか、倒壊や焼失等により住居を失った被災者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所を指定して市民に周知するとともに、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路の整備を図るよう努める。

主な実施担当	災対本部	総務班、総合政策班、財政班、市民環境班、住宅都市班、都市整備班
	地域本部	総務班、避難援護班、建設班

本節の詳細は、地震災害等対策編第2章第11節「避難計画」に準ずる。

第10節 消防計画

災害時において、消防機関がその機能を十分発揮するための平常時並びに非常時における組織、運営等については、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	総務班、市民環境班、消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、消防班
防災関係機関等	消防団、釧路地方气象台、釧路総合振興局	

1 組織

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防行政に係る事務事業を、円滑かつ迅速に行うために、消防本部、消防署、消防団をもって消防機関を組織し、その事務分掌は、釧路市消防本部及び消防署設置条例、釧路市消防本部組織等に関する規則、釧路市消防署組織等に関する規程、釧路市の消防団に関する条例の定めによる。

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための組織及び事務分掌は、釧路市消防警防規程の定めによる。

2 消防力整備

市の消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）等に準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備の推進や先端技術による高度な技術の開発に努める。

3 調査

災害が発生した場合、消防機関が適切な消防活動を行うために関係のある地形、水利等について次の区分による調査を行う。なお、いずれの調査についても、冬期における円滑な消防活動が行われるように、冬期特有の問題と対応を含め、実施する。

(1) 警防調査

地形、地物、道路、橋、川、運河、港湾、建物、危険物施設、水防を要する地域及び施設等、その他災害防除上注意を要する箇所等について行う調査を言う。

(2) 水利調査

消火活動に必要な消火栓、防火水槽、貯水池、川、プール等、消防用水利として使用可能なものについて、状況の変化について行う調査を言う。

(3) 調査要領等

調査を行う上で必要な事項は、釧路市消防警防規程の定めによる。

4 教育訓練

消防職務の執行に必要な知識、技能、規律及び体力の向上を図り、消防人としてふさわしい職員を養成するため、釧路市消防職員研修規程の定めにより実施する。

5 火災予防計画

火災を未然に防止し、若しくは火災が発生した場合、被害を最小限に止めること及び火災原因調査を行い、今後の火災予防に反映させるため、次の事項等を行う。

(1) 予防指導

市連合防災推進協議会、市家庭防災推進員連絡協議会、幼少年消防クラブ、市防火管理者連絡協議会、市危険物安全協会等の各種団体を対象とする火災予防指導

(2) 予防査察

消防法第4条及び第16条の5に基づく消防対象物の立入検査

(3) 火災調査

消防法第31条から第35条の2までにに基づく火災の原因及び損害調査

(4) 自主防災活動

消防機関の実践する火災予防運動は、住民意識の高揚、火災予防の基盤として定着しているが、市民による自主防災組織づくりの計画的な推進を図る。

(5) 広報活動

火災及びその他の災害は、出火防止、初期消火、早期通報等、市民の自主防災意識の向上によって防止又は軽減できるため、あらゆる機会をとらえ広報媒体を通じて、消防広報を実施し、実効のあるものにする。

6 火災気象通報

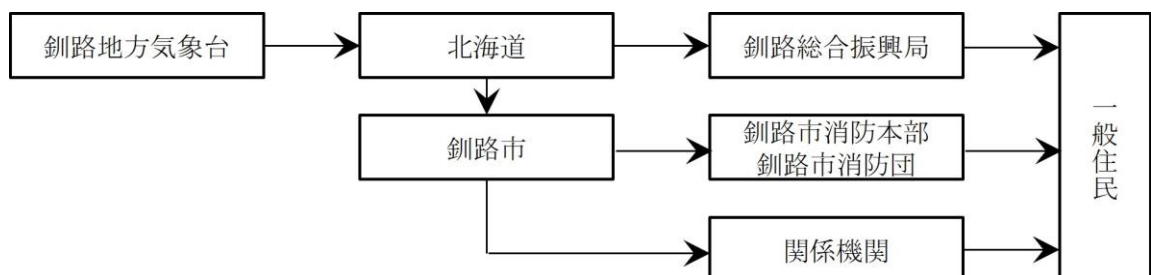
釧路地方気象台は、異常気象のうち湿度が低下し、強風が長時間にわたり、火災の危険が大きくなる見込みのとき、次の基準による火災気象通報を行う。

(1) 火災気象通報基準

実効湿度が60%以下で、最小湿度が30%以下の場合、若しくは平均風速で12m/s以上が予想される場合とする。なお、平均風速が12m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合もある。

(2) 伝達及び周知方法

ア 伝達系統



イ 市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。その場合の市民への伝達及び周知は、消防車、消防広報車、分団に備付けの電子サイレン広報装置等により迅速かつ確実に行う。

(3) 市民の遵守事項

釧路市火災予防条例第 33 条に基づき火災に関する警報が発せられた場合は、火の使用について市民に次の事項を遵守させる。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

オ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉の始末をすること。

カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(4) 解除

火災警報の解除は、平常の気象に復したとき、又は風速は低下しないが、降雨等により火災の危険が少なくなったと判断される場合に解除する。

7 警防

火災及びその他の災害の警防計画は、釧路市消防警防規程の定めによる。

8 救助救急

救助救急に関することは、釧路市消防警防規程の定めによる。

第11節 救急救助・医療救護予防計画

災害発生時においては、多数の救急・救助事象の発生が予測されることから、迅速かつ的確に対応するため、救急・救助体制及び資機材の整備と応急手当の普及啓発を実施するとともに、医療機関等と緊密な連携を図り、被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うため、事前に必要な体制の整備を図る。

主な実施担当	災対本部	福祉班、こども保健班、消防班、市立病院班
	地域本部	避難援護班、消防班、病院班
防災関係機関等		(一社)釧路市医師会、日本赤十字社釧路市地区 (一社)釧路歯科医師会、(一社)釧路薬剤師会

本節の詳細は、地震災害等対策編第2章第12節「救急救助・医療救護予防計画」に準ずる。

第12節 要配慮者対策計画

高齢者、障がい者、外国人及び旅行者等の災害対応能力の弱い者の防災対策を積極的に推進する。

主な実施担当	災対本部	総務班、福祉班、市民環境班、消防班
	地域本部	避難援護班、消防班
防災関係機関等		消防団、町内会、釧路市社会福祉協議会 日本赤十字社釧路市地区、釧路市赤十字奉仕団 釧路市家庭防災推進員連絡協議会 釧路市連合防災推進協議会

本節の詳細は、地震災害等対策編第2章第13節「要配慮者対策計画」に準ずる。

また、「浸水想定区域内の避難行動要支援者利用施設」は、釧路市水防計画資料編に記載する。

第13節 防災知識の普及計画

防災活動の成果をあげるためには、市民の防災意識を高め、理解と協力を得ることが最も必要である。平常時から各種広報媒体を活用し、市の防災計画及び防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、防災知識の普及啓発を図る。

主な実施担当	災対本部	総務班、福祉班、教育班、消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、教育班、消防班
防災関係機関等		北海道電力ネットワーク(株)、釧路ガス(株)、町内会 (株)NTT東日本ー北海道、(株)NTTドコモ北海道支社 釧路市連合防災推進協議会 釧路市家庭防災推進員連絡協議会

本節の詳細は、地震災害等対策編第2章第14節「防災知識の普及計画」に準ずる。

第14節 自主防災組織育成計画

市民の生命、身体及び財産を守るためには、日頃より市民一人ひとりが防災についての知識と防災行動力を高め、自分達の地域は自分達で守るという連帯意識に基づく自主防災組織の結成を促進する必要がある。また、企業も地域の一員であるという観点から、企業内における自主防災等の強化を推進し、地域企業と自主防災組織との連携を深める。

主な実施担当	災対本部	市民環境班、消防班
	地域本部	避難援護班、消防班
防災関係機関等		消防団、釧路市連合防災推進協議会 町内会、釧路市家庭防災推進員連絡協議会

本節の詳細は、地震災害等対策編第2章第16節「自主防災組織育成計画」に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

本市域に風水害等の災害時において、災害の発生を防御し、又は災害による被害拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

第1節 組織体制

災害時における組織及び動員については、各部課の日常業務を考慮し、定める。
本節の詳細は、地震災害等対策編第3章第1節「組織体制」に準ずる。

第2節 職員動員計画

災害応急対策活動に必要な要員を早急に招集し、応急対策を確実にを行うための要員の伝達系統を定める。

主な実施担当	災対本部	総務班
	地域本部	総務班

本節の詳細は、地震災害等対策編第3章第2節「職員動員計画」に準ずる。

第3節 災害情報収集伝達計画

風水害等の災害について事前対策を効果的に実施するため、関係機関及び市民に対し、迅速かつ適切に気象情報等の伝達を行うための体制について定める。

また、風水害等の災害発生時に、災害対策の基本的な方針を迅速に決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施する上で必要な被害状況や災害関連情報の収集・伝達を行うための体制についても定める。

主な実施担当	災対本部	総務班、消防班
	地域本部	総務班、消防班
防災関係機関等		(株)NTT東日本ー北海道、(株)NTTドコモ北海道支社 NHK釧路放送局、その他報道機関 釧路地方気象台、釧路総合振興局、消防団

1 気象業務法に定める予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等

(1) 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の発表基準

気象業務法に定める予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の種類と発表基準は、以下のとおりである。

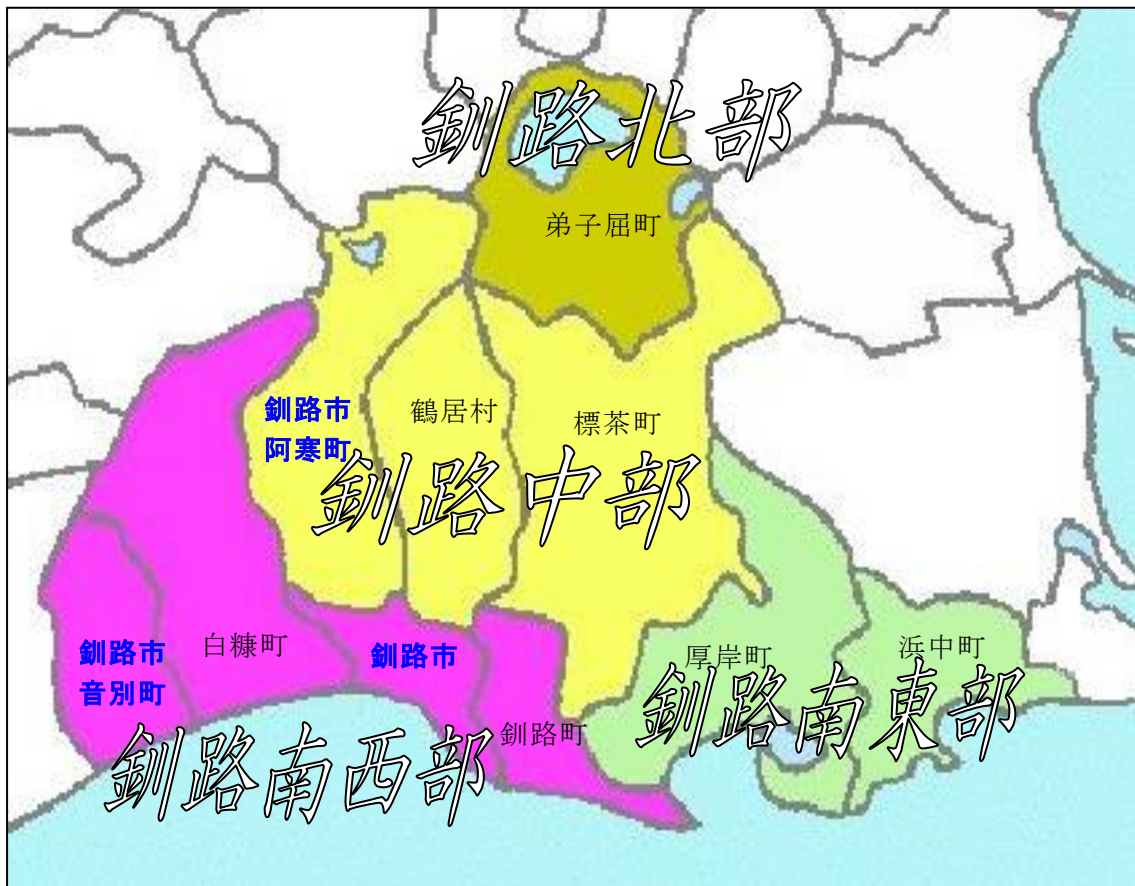
府県予報区			釧路・根室・十勝地方			
一時細分区域			釧路地方			
市町村等をまとめた地域			釧路南西部		釧路中部	
市町村等名称			釧路市釧路	釧路市音別	釧路市阿寒	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11	9	14
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	107	134	135
	洪水	流域雨量指数基準	雨量基準	—	—	—
			釧路川流域=17.3	音別川流域=35	仁々志別川流域=11.3	
			仁々志別川流域=16.8	尺別川流域=12.5	阿寒川流域=34.3	
			武佐川流域=10.1	ムリ川流域=17.9	オトンベツ川流域=6.8	
			阿寒川流域=42.8	風連別川流域=6.2	舌辛川流域=27.7	
			大楽毛川流域=7.6	キナシベツ川流域=5.4	シュクシタカラ川流域=17.8	
	複合基準※5	釧路川流域=(6, 15.6)	キナシベツ川流域=(7, 4.8)	武佐川流域=(6, 10)		
		阿寒川流域=(6, 32.3)				
	暴風	平均風速	陸上:20m/s※1	陸上:20m/s	20m/s	
			海上:25m/s	海上:25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上:18m/s※2 雪による視程障害を伴う			陸上:18m/s 雪による視程障害を伴う
			海上:25m/s 雪による視程障害を伴う			
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm				
波浪	有義波高	6.0m				
高潮	潮位	1.1m	1.3m			

府県予報区		釧路・根室・十勝地方		
一時細分区域		釧路地方		
市町村等をまとめた地域		釧路南西部		釧路中部
市町村等名称		釧路市釧路	釧路市音別	釧路市阿寒
大雨	表面雨量指数基準	8	6	9
	土壌雨量指数基準	69	87	87
洪水	雨量基準	—	—	—
	流域雨量指数基準	釧路川流域=13.8	音別川流域=28	仁々志別川流域=9
		仁々志別川流域=13.4	尺別川流域=10	阿寒川流域=27.4
		武佐川流域=8	ムリ川流域=14.3	オトンベツ川流域=5.4
		阿寒川流域=34	風連別川流域=4.9	舌辛川流域=22.1
		大楽毛川流域=6	キナシベツ川流域=4.3	シュンクシタカラ川流域=14.2
		別保川流域=21.2		
	複合基準※5	釧路川流域=(5, 10.3)	キナシベツ川流域=(5, 4.3)	
		新釧路川流域=(5, 44.8)		
		仁々志別川流域=(5, 9.8)		
武佐川流域=(5, 8)				
阿寒川流域=(5, 20.2)				
強風	平均風速	陸上:12m/s ※3		12m/s
		海上:15m/s		
風雪	平均風速	陸上:10m/s ※4 雪による視程障害を伴う		10m/s 雪による視程障害を伴う
		海上:15m/s 雪による視程障害を伴う		
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm		12時間降雪の深さ25cm
波浪	有義波高	3.0m		
高潮	潮位	0.9m	1.0m	
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪	60mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計			
濃霧	視程	200mm		
乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%			
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日中平均気温5℃以上			
低温	4月~10月:(最高気温)平年より8℃以上低い日が2日以上継続 11月~3月:(最低気温)平年より7℃以上低い			
霜	最低気温3℃以下			
着氷	船体着氷:4℃以下 気温-5℃以下で風速8m/s以上			
着雪	0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80mm		

- ※1 釧路地方気象台の観測値は 24m/s を目安とする。
 ※2 釧路地方気象台の観測値は 21m/s を目安とする。
 ※3 釧路地方気象台の観測値は 14m/s を目安とする。
 ※4 釧路地方気象台の観測値は 13m/s を目安とする。
 ※5(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

(2) 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の細分区域

一次細分区域	二次細分区域	区 域
釧路地方	釧路北部	弟子屈町
	釧路中部	釧路市阿寒町、標茶町及び鶴居村
	釧路南東部	厚岸町及び浜中町
	釧路南西部	釧路市、釧路市音別町、釧路町及び白糠町



(3) 気象情報

台風その他の異常気象等について、注意報又は警報発表前の段階として、又は発表後の補足説明として一般の便に供するため発表する。

(4) 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達系統方法及び伝達責任者

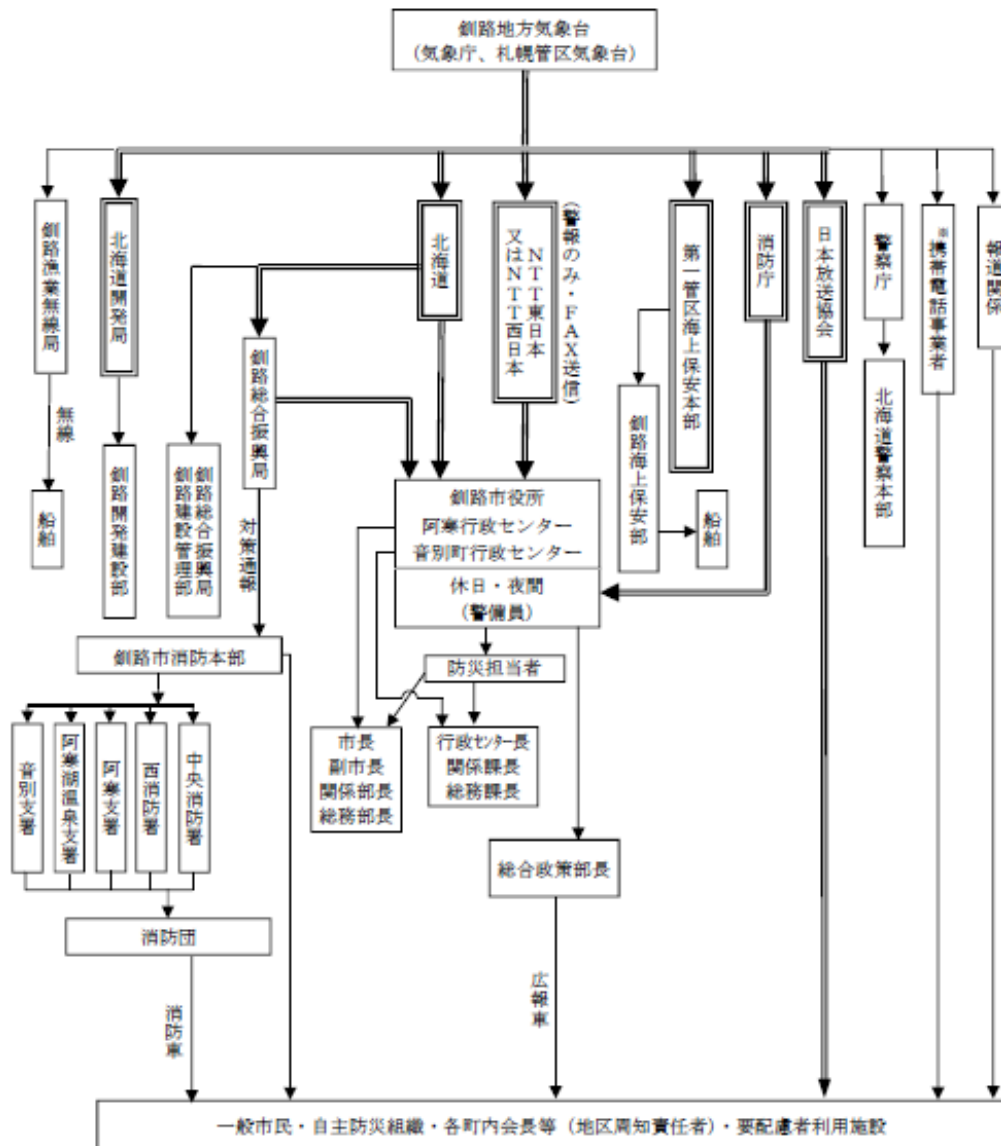
釧路地方気象台が発表する予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等は、次の気象予報等伝達系統図により、必要に応じ電話、広報車、その他最も有効な方法により、通報伝達する。

ア 受領伝達責任者

(ア) 釧路地方気象台が発表する予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の受領、伝達の責任者は防災危機管理監とする。

- (イ) 防災危機管理監は、必要に応じ関係部課に伝達するとともに、関係機関に通報する。
- (ウ) 勤務時間外の取扱いは、警備員が受領し、防災危機管理監に連絡し、指示を受ける。

気象注意報等伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

2 災害情報の報告、収集及び伝達体制

本項の詳細は、地震災害等対策編第3章第3節「災害情報収集伝達計画」に準ずる。

第4節 災害広報広聴計画

風水害等の災害発生時に、災害対策の基本的な方針を迅速に決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施する上で必要な被害状況や災害関連情報の収集・伝達を行うための体制について定める。

主な実施担当	災対本部	総務班、総合政策班
	地域本部	総務班、避難援護班
防災関係機関等		各報道機関

1 災害情報等の収集

- (1) 災害情報の収集については、第2章第7節「災害情報通信計画」によるほか、次の要領による。
- ア 写真撮影による現場取材
 - イ 防災関係機関、その他市民等からの情報収集

2 報道機関に対する情報発表の方法、内容

- (1) 総合政策班は、次に掲げる事項等について広報資料を取りまとめ、報道機関に発表するとともに、日ごろから協力方法について、あらかじめ理解を得るよう努める。
- ア 災害の種別及び発生日時
 - イ 災害の発生場所又は被害激甚地域
 - ウ 被害状況
 - エ 応急対策の実施状況

3 市民に対する広報の方法

- (1) 一般市民及び被災者に対する広報活動は、次の方法により行う。
- ア 新聞、ラジオ、テレビ、ホームページ等の利用
 - イ 市広報紙、チラシ等印刷物の配付
 - ウ 防災行政無線（固定系）・広報車の利用（広報機器搭載車両）
- (2) 広報事項は次のとおりとする。
- ア 災害発生直後の広報
 - (ア) 災害に関する情報
 - (イ) パニック防止の呼びかけ
 - (ウ) 避難の勧告、指示等
 - (エ) 出火防止、人命救助の協力呼びかけ
 - (オ) 市内の被害状況の概要
 - (カ) 市の応急対策実施状況
 - (キ) その他必要な事項

イ 災害の状況が静穏化した段階での広報

- (ア) 気象等の情報
- (イ) 被害情報及び応急対策実施状況
- (ウ) 安心情報「〇〇は、異状なし」や「〇〇は、被害なし」の情報
- (エ) 生活関連情報
 - a 電気、ガス、水道の状況
 - b 食糧、生活必需品の供給状況
 - c 道路の状況及びバス等の交通機関の運行状況
- (オ) 通信施設の復旧状況
- (カ) 医療機関の活動状況
- (キ) その他必要な事項

4 一般市民、被害者からの広聴活動

本項の詳細は、地震災害等対策編第3章第4節「災害広報広聴計画」に準ずる。

第5節 避難計画

災害時において、市民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、危険の切迫している地域住民を一時的に安全な場所へ避難させることに関する計画は、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	総務班、総合政策班、財政班、市民環境班、福祉班 こども保健班、産業振興班、消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、建設班、消防班
防災関係機関等	釧路総合振興局、陸上自衛隊第27普通科連隊、釧路警察署、釧路海上保安部、消防団、その他防災関係機関	

1 避難指示等の発令者

(1) 市長

避難が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。災害対策本部が設置された場合は、原則として事前に本部会議の審議を経て行う。ただし、現に危険が切迫し、緊急な事態においては、消防班長及び本部長等が指定する班長が避難のための立ち退きを指示することができる。

(2) 知事

災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示等に関し、市長に代わって実施しなければならない。この場合、代行を開始、終了したときは、その旨公示しなければならない。

(3) 警察官、海上保安官

現地において著しい危険が切迫し、市長が指示するいとまがないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官又は海上保安官が直接市民に対しての避難のための立ち退きを指示することができる。この場合においては、直ちにその旨市長に通知しなければならない。

区 分	実施者	災害の種類	根拠法令等	備 考
高齢者等避難	市長	災害全般	防災基本計画	—
避難指示			知事	
	知事又はその命を受けた職員	洪水・高潮・地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	市長がその事務を行うことができなくなったときの事務の代行
	警察官	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	
	海上保安官		災害対策基本法第61条	
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき	

2 避難指示等の基準

避難、立ち退きの指示等は、原則として以下のとおりである。

区 分	発 令 基 準
高齢者等避難	気象状況等により人的被害の発生するおそれがあり、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始する必要があると認められるとき
避難指示	気象状況等により人的被害の発生する可能性が明らかに大きいと予測されるとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の必要が予想される各種予報等が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断したとき ・ 火災が延焼拡大のおそれがあるとき ・ 地すべり、がけ崩れ、宅地崩壊のおそれがあるとき ・ 河川の氾らん、洪水のおそれがあるとき ・ 爆発のおそれがあるとき

※高齢者等避難：避難地域の住民を拘束するものではないが、住民がその主旨を尊重することを期待して、避難のための準備等を勧め、又は促す行為。

※避難指示：避難地域の住民を避難のため立ち退かせる行為。

3 避難指示等の発令及び要請

市長は、避難指示等を発令したときは、次の事項を明示して、消防班長及び指定する班長等に必要な措置を指示する。また、必要な場合は、警察官、海上保安官又は自衛官に対し、避難の指示の実施に関し、協力を要請する。

- (1) 発令者職氏名
- (2) 発令日時

- (3) 避難を必要とする理由
- (4) 避難対象地域（町名・人数）
- (5) 避難先
- (6) 避難の際の注意事項
- (7) その他必要な事項

4 避難指示等の周知伝達

- (1) 避難指示等は、防災行政無線（固定系）、FM くしろ、北海道防災情報システム、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス、防災メール、市広報車、消防広報車（必要に応じてその他の車両）を活用するとともに各家庭への個別訪問等可能な方法により周知徹底を図る。
- (2) 現実に災害が発生し、又は危険が切迫している場合においては、消防団のサイレンを吹鳴し、併せて広報車の巡回を行う。
- (3) 市長は、広域にわたって避難指示等の伝達を行う必要があるとき、又は他の方法によっては伝達が困難な場合には、テレビ、ラジオ放送により避難の勧告等の周知を図るため、放送機関に対し協力を要請する。

5 避難指示等の報告及び公示

- (1) 市長は、避難指示等を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項を速やかに北海道知事に報告する。
 - ア 避難指示等の発令者名
 - イ 発令の理由
 - ウ 避難対象者（町名・人数）
 - エ 避難先
- (2) 市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

6 避難の方法

指定緊急避難場所や指定避難所への避難誘導は、財政班員、消防班員及び消防団員並びに警察官が密接な連携のもとにこれに当たり、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を優先とし、安全かつ円滑な避難、立ち退きの誘導及び指導を行う。

また、平常時より避難行動要支援者の避難誘導方法について、避難時の利便性と安全性を考慮した体制づくりに努める。

なお、避難行動要支援者が避難するに当たっては、車両での避難を認める。

7 警戒区域の設定

8 広域避難場所及び指定避難所の設置

9 避難道路

7～9項の詳細は、地震災害等対策編第3章第6節「避難計画」に準ずる。

第6節 土砂災害対策計画

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法第57号）に基づき、土砂災害危険箇所の災害応急対策に関する事項を定める。

主な実施担当	災対本部	産業振興班、住宅都市班、福祉班、こども保健班
	地域本部	建設班
防災関係機関等		釧路総合振興局釧路建設管理部、釧路総合振興局

1 土砂災害危険箇所の把握

土砂災害危険箇所については、地震災害等対策編第2章第7節「土砂災害予防計画」を参照のこと。

2 警戒体制

(1) 土砂災害危険箇所の警戒体制は、気象注意報、警報及び降雨量等により土砂災害危険箇所に災害の発生するおそれのある場合に組織する。

(2) 警戒体制の内容

ア 第1警戒体制

土砂災害危険箇所の警戒巡視及び必要に応じ市民に対する気象状況等の広報を実施する。

イ 第2警戒体制

市民に対し避難準備の広報を実施するほか、必要に応じ災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の措置を実施する。

(3) 土砂災害危険箇所における警戒体制の基準雨量

	前日までの連続雨量が80mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～80mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒体制	当日の日雨量が30mmを超えたとき	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき
第2警戒体制	当日の日雨量が30mmを超え、1時間雨量が20mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が50mmを超え、1時間雨量が20mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え、1時間雨量が20mm程度の強雨が降り始めたとき

3 避難対策

- (1) 降雨が激しく、急傾斜地の崩壊等による危険が増大したときは、雨量情報及び土砂災害警戒情報等を判断要素として指定緊急避難場所を開設し、対象区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを準備、勧告し、又は指示する。
- (2) 対象区域に存在する要配慮者利用施設（要配慮者利用施設については、地震災害等対策編第2章第7節「土砂災害予防計画」を参照のこと。）の管理者に対し、避難情報等をテレビ、ラジオ、インターネットのほか、電話、FAX等により確実に伝達を行う。
- (3) 住宅都市班又は応急作業に従事している職員は、災害時で市民の身边に危険が急迫していると判断されるときは、直ちにその必要と認める区域ごとに避難の準備、勧告又は指示について必要な措置を行うことができる。
- (4) 前号による避難の準備、勧告又は指示を行ったときは、直ちに災害対策本部長に対し、避難を必要とした理由、指定緊急避難場所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。
- (5) 災害の状況により避難が長期化することが予想される場合は、避難者を指定緊急避難場所から指定避難所へ移送を行う。
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所

	指定緊急避難場所	指定避難所
橋南地区	高齢者生きがい交流プラザ、宮本会館	釧路小学校
	橋南西会館、富士見会館	生涯学習センター
	城山会館、緑ヶ岡南会館	幣舞中学校、工業高等学校、教育大学釧路校
	緑ヶ岡・貝塚ふれあいセンター	青陵中学校
春採地区	春採下町会館、武佐会館	湖畔小学校
	春採生活館、望洋ふれあい交流センター、望洋児童センター	春採中学校
	桜ヶ岡中央会館	朝陽小学校
	はまなす会館、 白樺ふれあい交流センター、潮音寺	東部地区コミュニティセンター(コア大空) 東雲小学校
大楽毛地区	大楽毛西会館	大楽毛小学校
阿寒本町地区	橋南センター	阿寒町公民館
	布伏内コミュニティセンター	
	徹別多目的センター	
阿寒湖温泉地区	阿寒湖まりむ館	阿寒湖まりむ館
音別地区	音別町コミュニティセンター 体験学習センター	体験学習センター

4 応急対策

地表水の排除、土留等の応急作業を必要とする異常事態が発生したときは、総合政策班及び都市整備班において被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、可能な限り適切な工法を選択し、迅速に作業を実施する。

なお、あらかじめ土木建設業者と協議し、応急対策時における応急体制について協力を求める。

第7節 雨水・融雪災害対策計画

雨水、融雪による河川、低地帯の出水災害に対するための防災対策は、「釧路市水防計画」に定めるほか、本計画の定めによる。

主な実施担当	災对本部	総務班、都市整備班、上下水道班、消防班
	地域本部	総務班、建設班、消防班
防災関係機関等	釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部 釧路地方気象台、消防団	

1 気象情報の把握

総務班は、釧路地方気象台、釧路開発建設部及び釧路総合振興局釧路建設管理部との緊密な連絡のもとに降雪の状況、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨、気温の上昇等を把握し、融雪出水の予測に努める。

2 重要水防区域等の警戒

- (1) 都市整備班及び消防班は、予想される危険区域の巡視、警戒を行い、総務班に報告する。
- (2) 開発局及び道は、それぞれが管理する道路、河川等における降雨量、積雪深、水位等の観測データを市に提供する。
- (3) 避難収容については、地震災害等対策編第2章第11節「避難計画」の定めによる。

3 河道内の障害物の除去

河川管理者は、なだれ、積雪、捨雪、結氷等により河道が著しく狭められ、橋梁の流出などの被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷破碎等障害物の除去に努め流下能力の確保を図る。

4 下水道及び雨水桝の点検

下水道の清掃及び雨水桝周辺の砕氷、除雪等を行い、排水の確保に当たる。

5 道路の除雪

道路管理者は、融雪、なだれ、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図る。

6 低地帯の排水処理

低地帯における雨水、融雪水の処理については、市民の協力を得るとともに、状況に応じて排水路の確保、ポンプアップ等適切な処理をする。

第8節 輸送計画

災害時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資材、生活必需品の輸送の実施については、本計画の定めによる。

主な実施担当	災对本部	総務班、産業振興班、水産港湾空港班、教育班 消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、教育班
防災関係機関等		釧路警察署、陸上自衛隊第27普通科連隊、釧路総合振興局、(一社)釧根地区トラック協会、日本通運(株)赤帽北海道軽自動車運送協同組合釧路支部

本節の詳細は、地震災害等対策編第3章第11節「輸送計画」に準ずる。

第9節 食糧供給計画

災害時における被災者、応急作業従事者等の食糧の確保については、本計画の定めによる。

主な実施担当	災对本部	総務班、福祉班、産業振興班
	地域本部	総務班、避難援護班
防災関係機関等		北海道農政事務所釧路地域センター、日本通運(株)(一社)釧根地区トラック協会、日本赤十字社釧路市地区赤帽北海道軽自動車運送協同組合釧路支部 その他防災関係機関

本節の詳細は、地震災害等対策編第3章第12節「食糧供給計画」に準ずる。

第10節 給水計画

災害により給水施設が被災し、飲料水の供給が不可能になった場合、市民に最小限の飲料水を供給するための応急給水は、本計画の定めによる。

主な実施担当	災对本部	上下水道班
	地域本部	建設班

本節の詳細は、地震災害等対策編第3章第13節「給水計画」に準ずる。

第 11 節 衣料・生活必需品等物資供給計画

被災者に支給する衣料、生活必需品の確保と供給を迅速、確実に行うための計画を次のとおり定める。

主な実施担当	災対本部	総務班、福祉班、産業振興班
	地域本部	避難援護班
防災関係機関等		(一社)釧根地区トラック協会、日本通運(株) 赤帽北海道軽自動車運送協同組合釧路支部 その他防災関係機関

本節の詳細は、地震災害等対策編第 3 章第 14 節「衣料・生活必需品等物資供給計画」に準ずる。

第 12 節 救急救助・医療救護計画

風水害等の災害により、生命・身体が危険となったものをあらゆる手段を講じて早急に救助救出するとともに、医療機関等、防災関係機関と緊密な連絡を図り、状況に応じた適切な医療（助産を含む）救援活動を実施する。

主な実施担当	災対本部	福祉班、こども保健班、消防班、市立病院班
	地域本部	避難援護班、消防班、病院班
防災関係機関等		釧路総合振興局保健環境部保健行政室（釧路保健所） (一社)釧路市医師会、(一社)釧路歯科医師会 (一社)釧路薬剤師会、日本赤十字社釧路市地区、消防団

本節の詳細は、地震災害等対策編第 3 章第 15 節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

第13節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の防疫は、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	市民環境班、こども保健班、市立病院班
	地域本部	避難援護班、病院班
防災関係機関等		釧路総合振興局保健環境部保健行政室（釧路保健所） （一社）釧路市医師会

本節の詳細は、地震災害等対策編第3章第16節「防疫及び保健衛生計画」に準ずる。

第14節 清掃計画

風水害等の災害によって排出された廃棄物の収集・運搬処分及び被災地域のし尿処理を適切に行い、被災地の環境整備を促進する。

主な実施担当	災対本部	市民環境班
	地域本部	避難援護班

本節の詳細は、地震災害等対策編第3章第17節「清掃計画」に準ずる。

第15節 障害物除去計画

災害によって、道路、住居、河川又はその周辺に運ばれた土砂、立木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の日常生活に支障のないよう措置をする場合は、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	都市整備班、水産港湾空港班
	地域本部	建設班
防災関係機関等		釧路開発建設部、釧路海上保安部 釧路総合振興局釧路建設管理部 釧路警察署、陸上自衛隊第27普通科連隊

本節の詳細は、地震災害等対策編第3章第9節「障害物除去計画」に準ずる。

第 16 節 文教対策計画

災害発生時における児童、生徒等の安全確保及び教育活動の再開、それらに伴い必要となるその他の措置並びに学校以外の文教施設等の応急対策について定める。

主な実施担当	災対本部	こども保健班、教育班
	地域本部	避難援護班、教育班

本節の詳細は、地震災害等対策編第 3 章第 20 節「文教対策計画」に準ずる。

第 17 節 商工業対策計画

災害による商工業の被害調査をいち早く実施し、食糧や生活関連物資等の安定供給を図るとともに、災害復旧のための労働者の確保や被災商工業者への融資対策等の早期実施による経済の安定を図る。

主な実施担当	災対本部	産業振興班
	地域本部	避難援護班

本節の詳細は、地震災害等対策編第 3 章第 22 節「商工業対策計画」に準ずる。

第 18 節 雪害対策計画

異常降雪、積雪等による交通の途絶等の雪害を予防するため、迅速かつ的確な除雪を実施し、交通の確保を図るための計画を次のとおり定める。

主な実施担当	災对本部	市民環境班、都市整備班
	地域本部	建設班
防災関係機関等	釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部 釧路警察署	

1 除雪の実施

異常降雪等による雪害を防止するための除雪は、原則として各道路管理者が行う。

- (1) 国：釧路開発建設部
- (2) 道：釧路総合振興局釧路建設管理部
- (3) 市：都市整備部

2 除雪班の編成

都市整備班長は、市民環境班長の協力を得て除雪班を編成する。(釧路地区のみ)

3 道路交通の確保

I 釧路地区

(1) 車道の交通確保

ア 除雪出動基準

(ア) 幹線道路

市街部の主要幹線路線及び交通の混雑する路線については、降雪後 12 時間以内に交通を確保する。なお、バス路線については、午前 7 時までの交通確保に努める。

(イ) 生活道路

生活道路は面的除雪とし、幹線道路のような線的除雪にとどまらず、釧路地区を 6 分割に大別して除雪車両を配置し、その他地域内の路線の除雪を順次実施するもので、降雪後 24 時間以内の交通確保に努める。

イ 除雪路線の実施延長

種 別	延長 (km)
幹線道路	257.99
生活道路	644.67
計	902.66

ウ 除雪車両

	釧路地区						阿寒地区				音別地区			
	道路維持事業所		環境事業課		民間委託		行政センター		民間委託		行政センター		民間委託	
機械名	車両台数	運転職員	車両台数	運転職員	車両台数	運転職員	車両台数	運転職員	車両台数	運転職員	車両台数	運転職員	車両台数	運転職員
除雪グレーダー	2	2			35				1				2	
スノーロータリ	1				1				7				1	
除雪ドーザー (トラクターショベル)	2	2			275				27				13	
除雪トラック													2	
パトロールカー	(4)	(8)			(16)		(1)				(1)			
タイヤショベル			1	1										
プラウ付ダンプトラック	1				6				7					
バックホー									1					
ブルドーザー									1					
合計	6 (4)	4 (8)	1	1	317 (16)		(1)		44		(1)		18	

※ () 内は、パトロールカー

(2) 歩道除雪

歩道除雪は、冬期間における歩行者空間を確保することにより、歩行者の安全対策と円滑な車両交通を確保することを目的として行われ、通学路等を重点的に延長514kmで実施する。

(3) 公共施設等の機能確保

学校、病院、その他市民生活に直接関係する公共施設等に通じる道路については、前頁の車道の交通確保の中で優先的に除雪を行うほか、病人、妊婦等の医療機関等への緊急搬送のため必要があるときは、除雪車両等を派遣する。

なお、このほか各班は、除雪班の協力を求め、所管にかかる公共施設の機能確保のため、必要かつ適切な措置を講じる。

II 阿寒地区

(1) 除雪出動基準

ア 幹線道路

市街・山間部の幹線道路及びバス路線については午前5時に着手し、午後5時までに終了することを目標として実施する。

イ 生活道路（枝線）

幹線道路以外の生活道路（枝線）については午前5時に着手し、午後5時までに終了することを目標として実施する。

※ 降雪量、降雪時間により上記の基準によらない場合がある。

(2) 除雪路線の実施延長

種 別	延長 (km)
幹線道路	81.36
生活道路	56.18
合 計	137.54

Ⅲ 音別地区

(1) 除雪出動基準

ア 幹線道路

市街の幹線道路及びバス路線については午前5時に着手し、正午までに終了することを目標として実施する。

イ 生活道路

共栄以南以外の生活道路については午前5時に着手し、午後5時までに終了することを目標として実施する。

※ 降雪量、降雪時間により上記の基準によらない場合がある。

(2) 除雪路線の実施延長

種 別	延長 (km)
幹線道路	22.38
生活道路	66.58
合 計	88.96

4 排雪

特に交通量の多い道路若しくは交差点内の排雪を行う。また、積雪多大で重要路線が降雪のため路肩に雪が集積され、その後の降雪時の除雪作業に支障をきたすおそれのある場合も排雪作業を実施する。

排雪車両

機 械 名	釧路地区		阿寒地区		音別地区	
	市役所	民間委託	行政センター	民間委託	行政センター	民間委託
ダンプトラック	2	随時		随時		随時
スノーロータリー	1					
トラクターショベル						
除雪グレーダー	1			1		2
ローダーショベル	1	随時		随時		
除雪ドーザー				随時		随時
除雪作業員	5					

5 雪捨場

	場 所	所 在 地
釧路地区	釧路市ごみ最終処分場	高山30番地
	安原	安原5（旧安原ごみ処分場跡地）
	西港臨海地区	星が浦南6丁目2-1
	大楽毛雪捨場	大楽毛北2丁目3、7、8番
阿寒地区	舌辛川左岸河川敷	阿寒町北新町2丁目25番地
	舌辛川左岸河川敷	阿寒町中央2丁目18番地
	湖畔スケートリンク場	阿寒町阿寒湖温泉5丁目7番
音別地区	森林組合東側	音別町共栄1丁目22番4

第 19 節 農林水産業等対策計画

大規模な風水害等の災害により農地や農作物、農業用施設、水産漁業施設等に多大な被害がでることが予測される。

そのため、災害時には道及び農林水産業関係団体と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに、被災した施設等については機能を回復するための応急対策について定める。

主な実施担当	災对本部	産業振興班、水産港湾空港班
	地域本部	建設班

本節の詳細は、地震災害等対策編第 3 章第 23 節「農林水産業等対策計画」に準ずる。

第 20 節 労務供給計画

市及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し、災害対策の円滑な推進を図る。

主な実施担当	災对本部	産業振興班
	地域本部	避難援護班
防災関係機関等	釧路労働基準監督署	

本節の詳細は、地震災害等対策編第 3 章第 24 節「労務供給計画」に準ずる。

第 21 節 要配慮者応急対策計画

災害発生直後の避難誘導や指定避難所での生活環境、健康状態の把握、応急仮設住宅の建設など、要配慮者の応急対策についての計画を定める。

主な実施担当	災対本部	総務班、財政班、福祉班、こども保健班、消防班
	地域本部	避難援護班、消防班
防災関係機関等	釧路警察署、消防団、その他防災関係機関	

本節の詳細は、地震災害等対策編第 3 章第 25 節「要配慮者応急対策計画」に準ずる。

第 22 節 被災宅地安全対策計画

大雨により、宅地が大規模かつ広範に被災した場合に、二次災害を防止するため、被災状況調査並びに危険度判定により、被災宅地の立ち入りの可否を判定し、所有者等に周知するものであり、実施に当たっての基本的事項は本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	住宅都市班（危険度判定実施本部）
	地域本部	建設班

本節の詳細は、地震災害等対策編第 3 章第 27 節「被災宅地安全対策計画」に準ずる。

第 23 節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・火葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理、火葬の実施については、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	市民環境班、こども保健班、消防班
	地域本部	避難援護班、消防班
防災関係機関等		釧路総合振興局、釧路警察署、釧路海上保安部、第一管区海上保安本部釧路航空基地、消防団、陸上自衛隊第 27 普通科連隊、(一社)釧路市医師会、(一社)釧路地区トラック協会、日本赤十字社釧路市地区

本節の詳細は、地震災害等対策編第 3 章第 28 節「行方不明者の捜索及び遺体の処理・火葬計画」に準ずる。

第 24 節 応援要請計画

災害が発生し、応急対策又は災害復旧を実施する上で必要があると認めるときは、他の地方公共団体及び防災関係機関等に対し、応援協力を要請する。

主な実施担当	災対本部	総務班
	地域本部	総務班
防災関係機関等		陸上自衛隊第 27 普通科連隊、釧路総合振興局

本節の詳細は、地震災害等対策編第 3 章第 29 節「応援要請計画」に準ずる。

第 25 節 ボランティア活動支援計画

大規模な災害時における応急対策に際し、効果的なボランティア活動が行われるよう、関係機関との連携体制を確立するとともに、ボランティアニーズの把握や情報の提供等ボランティア活動に対する支援体制について定める。

主な実施担当	災对本部	総務班、福祉班
	地域本部	総務班、避難援護班
防災関係機関等	釧路市社会福祉協議会、日本赤十字社釧路市地区 釧路市赤十字奉仕団	

本節の詳細は、地震災害等対策編第 3 章第 30 節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。

第 26 節 災害救助法の適用計画

災害に際して、災害救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための計画を次のとおり定める。

主な実施担当	災对本部	総務班、財政班
	地域本部	—

本節の詳細は、地震災害等対策編第 3 章第 31 節「災害救助法の適用計画」に準ずる。

第4章 事故災害対策計画

第1節 海上災害対策計画

本計画は、船舶火災、タンカー等の事故による油の流出や工場等からの危険物流出による海洋汚染を防止するための措置について定める。

なお、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については、「北海道石油コンビナート等防災計画」の定めによる。

また、河川への油流出事故対策については、地震災害等対策編第3章第18節「危険物施設等応急対策計画」の定めに基づきする。

主な実施担当	災対本部	総務班、水産港湾空港班、消防班
	地域本部	総務班、建設班、消防班
防災関係機関等	各防災関係機関	

1 予防対策

市及び各関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防措置を実施する。

(1) 各関係機関等の予防対策

船舶の遭難、火災並びに危険物取扱施設における事故等の海上事故災害を未然に防止するため、各機関がとるべき措置は、次のとおりとする。

ア 釧路市

(ア) けい留施設の維持管理

危険物積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

(イ) 火気及び立入禁止の措置

大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

(ウ) 危険物の荷役についての措置

- a 荷役に関する保安の指導監督
- b 消火器具の配備
- c 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
- d 立入禁止、火気厳禁の表示の徹底

(エ) 臨港地区における危険物製造所、貯蔵所又は取扱所に対する定期立入検査及び指示取締り

- a 施設の改善促進
- b 適正な危険物取扱の指導

- c 消火設備の維持管理の指導
- d 従業員の初期消火技術の向上
- e 化学消火剤等の共同備蓄と事業所相互の応援体制の確立及び指導

(オ) 資料及び情報交換

入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

イ 釧路総合振興局

(ア) 海上災害対策計画及び必要な資機材の備蓄について指導する。

(イ) 高圧ガス施設の維持

臨港地区に所在する高圧ガス事業者に対して、保安上の基準に適合するよう指導する。

(ウ) 漁港施設の維持管理及び保安に当たる。

(エ) 市及び各関係機関の行う予防対策の連絡調整に当たる。

ウ 釧路海上保安部

(ア) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

- a 災害発生状況及び災害の教訓に関する資料
- b 災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）
- c 港湾状況（特に危険物の荷役場所、貯木場等の状況）
- d 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（曳船サルベージ、潜水作業等）

(イ) 研修訓練

平常業務を通じ、職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、随時、次の訓練を行う。また、必要に応じ、関係機関の行う訓練に参加し、又は参加を求める。

- a 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修
- b 非常呼集、防災、捜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の海上事故災害防止に関する訓練
- c 総合防災訓練

(ウ) 指導啓発

防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次の方法により関係者を指導啓発する。

- a 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配付等
- b 船舶に対する訪船指導

(エ) 海事関係法令の励行

海事関係法令違反は、海難の発生に直接結びつくものであり、海事関係法

令の遵守の徹底を図るため、日常業務において、一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

- a 船舶安全法に基づく安全基準の励行
- b 船舶職員法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
- c 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律及び港則法並びに危険物船舶運送及び貯蔵規制等に関する法令の遵守

エ 釧路開発建設部

港湾及び航路の直轄工事の計画、施行に関しては、防災上留意すべき事項について十分配慮する。

オ 北海道経済産業局

(7) 電気工作物等の立入検査

臨港地区の所在する電気事業用設備、自家用電気工作物施設及び一般電気工作物施設に対して、立入検査を実施し、指導する。

(4) ガス工作物及び高圧ガス施設の維持

臨港地区に所在するガス事業者に対して、保安上の基準に適合するように指導する。

カ 釧路労働基準監督署

臨港地区に所在する事業所、工場等の産業災害の防止について監督指導する。

キ 防災上重要な施設の管理者及び公共的団体

(7) 危険物関係施設の管理者

a けい留施設の維持管理

危険物積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

b 火気及び立入禁止の措置

大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

c 危険物の荷役に関する措置

(a) 荷役に関する保安の指導監督

(b) 消火器具の配備

(c) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

(d) 立入禁止、火気厳禁の表示等の徹底

d 消火設備の充実強化

e 従業員の初期消火技術の研修訓練

(4) 港湾関係施設の管理者

a けい留施設の維持管理

船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

b 消火設備の充実強化

c 従業員の初期消火技術の研修訓練

- (ウ) 釧路管内沿岸排出油防除協議会
 - a 流出油の防除計画
 - b 流出油防除に必要な施設機材の整備
- (エ) 水難救済会釧路救難所
 - 水難救助技術の研修訓練

(2) 防災訓練

市防災会議は、油等の海上流出等における災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関等と協力して防災訓練を行う。

(3) 整備計画等

防災対策を円滑に推進するため、関係機関は、化学消火剤、オイルフェンス等の資機材を整備するよう努めなければならない。消防車、巡視船艇、化学消火剤、オイルフェンス等の資機材の整備状況は、以下のとおりである。

ア 危険物施設及び貯蔵取扱量

地域名	区分 事業所名	貯蔵所				取扱所		施設数 単位 kℓ
		屋内	屋外タンク	地下タンク	屋外	移送	一般	
西	東西オイルターミナル	2	17		6	5	3	33
		345	67,411		257	34,600	6,289	108,902
港	出光興産	1	11			7	3	22
		125	26,020			34,100	7,306	67,551
	ENEOS	2	16		1	8	3	30
184		59,609		18	30,100	6,003	95,914	
施設数		5	44		7	20	9	85
貯蔵取扱数量		654	153,040		275	98,800	19,598	272,367

イ 特定事業所の防災資機材等

地域名	区分 事業所名	耐熱服	消火薬剤 (ℓ)		(基) 呼吸器	(基) 屋外給水栓	(m) オイルフェンス
			界面	蛋白			
西	東西オイルターミナル	1	11,160		1	14	920
	出光興産	2	11,160		2	9	640
	ENEOS	2	11,160		2	15	640
	共同防災	1	22,320		1		820
港	釧路エルエヌジ ー(株) 釧路 LNG ターミナル				2	11	
合計		6	55,800		8	49	3,020

ウ 共同防災組織の防災資機材

区分	西港共同防災	
大型化学高所放水車	1	台
甲種普通化学車		
普通高所放水車		
オイルフェンス展張船	1	隻

エ 行政機関の防災資機材等

機関名 \ 区分	消火薬剤	油処理剤	オイルフェンス
	(ℓ)	(ℓ)	(m)
北海道	17,100	20,660	
釧路市	28,764	2,076	660
合計	45,864	22,736	660

※ 北海道分については、釧路市消防本部に管理委託分の数量

※ ア～エについては、石油コンビナート等特別防災区域における危険物施設、貯蔵取扱量及び防災資機材の数量等

オ 釧路海上保安部の防災資機材等

種類 \ 機関名	巡視船艇等			資機材等		
	巡視船 (隻)	巡視艇 (隻)	オイルフェンス展張艇 (隻)	オイルフェンス (m)	油処理剤 (kℓ)	油吸着剤 (kg)
釧路海上保安部	3	1		300	2.1	175

カ 危険物製造所等貯蔵、取扱量

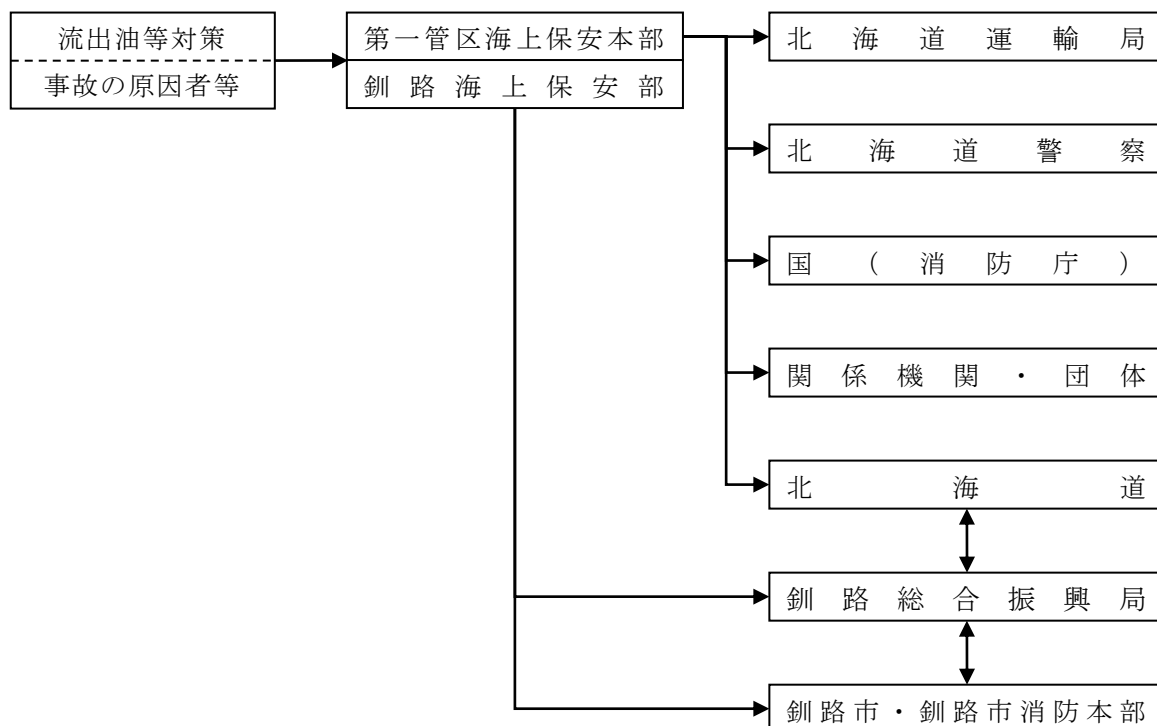
区分 施設別		第1類	第2類	第4類						第5類	第6類
				第1石油類	アルコール類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	動植物類		
製造所		kg	kg	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kg	kg
貯蔵所	屋内		100	106	29	190	247	743		1,315	2,000
	屋外タンク			25,811	72	110,402	57,446	10		193,741	1,182,980
	屋内タンク					29	469			498	
	地下タンク			636		3,848	2,333			6,817	
	移動タンク										
	屋外					16	408	263		687	
取扱所	給油			2,131		4,348	157	5		6,641	
	販売			3		6	1			10	
	移送			23,000		52,800	25,010			100,810	
	一般	22,000		3,814	3	15,908	10,104	262		30,091	355 29,000
合計		22,000	100	55,501	104	187,547	96,175	1,283		340,610	2,355 1,211,980

(令和4年4月現在)

2 応急対策

市及び各関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、油等の海上流出事故等が発生し、又は発生しようとしている場合、必要な応急対策を実施する。

(1) 災害情報の伝達系統



(2) 災害に対する体制

海上災害に対処する体制は、次のとおりとする。

ア 小規模な流出事故への対応体制

釧路港内又は近接沿岸海域での船舶又は陸上施設からの油等流出事故が発生した場合は、釧路海上保安部を中心とした「釧路管内沿岸排出油防除協議会」の各構成機関が、同協議会会則に従い、防除活動を行う。

イ 大規模な流出事故への対応体制

油等の流出が広域に拡大し、釧路管内沿岸排出油防除協議会だけでは対処できない場合又は外洋で大量に流出した重油等が広域に渡って汚染する場合は、北海道地域防災計画に基づき、道、沿岸市町村、第一管区海上保安本部、その他関係機関が協議し、連携して防除作業を実施する。

(3) 災害広報

広報は、第3章第4節「災害広報広聴計画」の定めによる。

(4) 関係機関の応急対策

ア 釧路市

(ア) 災害対策本部の設置

流出油等事故が発生した場合、市は釧路管内沿岸排出油防除協議会と協議し、災害対策本部を設置し応急対策を実施する。また、地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を

設置する。

(イ) 事故情報の収集と伝達

- a 釧路管内沿岸排出油防除協議会を通じ、事故原因、流出規模、防除活動等に関する的確な情報の収集と伝達を実施する。
- b 災害対策本部は、収集された情報を速やかに市民に周知する。

(ウ) 救助、救出及び避難

- a 災害による人命の救助、救出を行う。
- b 災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者、滞在者、その他の者に対して、避難のための立ち退きを勧告し、急を要する場合は、これらの者に対して避難のための立ち退きを指示する。

(エ) 警戒区域の設定

危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(オ) 防除措置の実施

市は、各関係機関の役割や具体的な防除措置について釧路管内沿岸排出油防除協議会と協議・調整を行い、必要と認められる場合は防除活動を実施する。

(カ) 消防活動

- a 陸上施設の消火及び延焼の防止を行う。
- b 船舶の消火活動は、海上保安部と連絡を密にして行う。
- c 火災現場においては、消防警戒区域を設定して法令で定める者以外の者に対して、その区域から退去を命じ、又はその区域への立入りを禁止し、若しくは制限する。
- d 船舶等火災の消火活動については、海上保安部と消防機関が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

(キ) 危険物施設の保安

火災発生のおそれのあるタンク等の冷却及び危険物を安全な場所へ移送、搬出する。

(ク) 防疫活動

災害によって汚染が予想される地域の防疫を実施する。

(ケ) 広報活動

災害状況、市民の避難、立入禁止等、適時適切な広報を行う。

(コ) 応援要請等

- a 災害の状況に応じ、市民を応急措置の業務に従事させる。
- b 災害の状況に応じ、相互応援協定締結の事業所又は他の市町村に対して応援を要請する。
- c 災害の状況に応じ、自衛隊の派遣を釧路総合振興局長に要請する。

(サ) ボランティア活動への支援

市は、防除活動及び救援活動に参加するボランティアに対し、円滑な活動が図られるよう支援を行う。

(シ) 野生動物の救護

流出油等事故により野生動物への被害を最小に食い止めるため、迅速な被害状況の把握に努めるとともに、関係機関・団体等との連携による救護活動を実施する。

イ 釧路総合振興局

(ア) 情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾等における災害の状況を把握するとともに、関係機関に連絡する。

(イ) 高圧ガスに対する措置

臨港地区の高圧ガスが公共安全の維持又は災害の発生の予防のため必要があると認めるときは、立入検査を実施するとともに施設等の使用又は製造等を一時停止し、若しくは廃棄、移動することを命ずる。

(ウ) 連絡調整

海上事故災害対策が円滑に推進するよう関係機関相互の連絡調整を行う。

(エ) 市に対する指示

被害の拡大防止等応急対策措置のため、市に対し必要な指示を行い、又は他市町村の応援を指示する。

(オ) 自衛隊の派遣要請

災害の状況により、又は市の依頼により自衛隊の派遣を要請する。

(カ) 市に対する支援

災害の状況により、専門職員の派遣及び備蓄化学消火剤の支給等を行う。

ウ 釧路海上保安部

(ア) 情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害状況を迅速的確に把握するとともに、その情報を関係機関に連絡する。

(イ) 救助、救出処分及び避難

a 事故船に対し、船舶の処分等、災害局限措置を実施するとともに、被災者の救援を行う。

b 必要により沿岸住民に対する避難指示や船舶に対する避難勧告を行う。

(ウ) 消防活動

消防機関と連絡を密にして、巡視船艇により消火及び延焼の防止を行う。

(エ) 油の拡散防止及び回収除去

a 関係船舶、船主、代理店等に対し、流出防止措置、拡散防止措置及び除去について指導し、又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の定めるところにより除去を命ずる。

b 流出油による急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油除去剤の散布等の応急措置をとる。

c 流出油の回収指導に当たる。

d 事故船からの油の抜取り指導に当たる。

e 流出油の漂着が予想される沿岸港湾にオイルフェンス又は応急オイルフェンスの展張指導を実施する。

f 市及び民間業者に対する自衛措置の指導に当たる。

g 状況により事故船を移動させ、付近地域の安全を図るとともに、災害の拡大防止の措置をとる。

h 必要かつ状況により船体及び流出油の非常処分を考慮する。

(オ) 広報活動

a 民心の安定を重点に置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等により適時適切に広報を行う。

b 船舶、水産資源、陸上施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビや巡視船艇による巡回等によりその状況を周知する。

(カ) 海上交通規制

a 巡視船艇によりガスの検知等を行い、危険区域の警戒整理に当たる。

b 危険物積載船舶等に移動を命ずるほか、危険物荷役の制限又は禁止を行う。

c 船舶交通の制限又は禁止を行うほか、必要に応じ出入港を制限する。

(キ) その他

a 必要に応じ、他管内の巡視船艇、航空機の応援派遣を要請する。

b 臨港地区による災害で、海上からの応援が可能なときは、巡視船艇により協力する。

エ 北海道経済産業局

臨港地区の高圧ガス等が公共安全の維持又は災害の発生の予防のため必要があると認めるときは、立入検査を実施するとともに、施設等の使用又は製造を一時停止又は使用を停止し、若しくは廃棄、移動することを命ずる。

オ 釧路運輸支局

(ア) 海上輸送の連絡調整

災害時の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合は、船舶運航事業者に対し、航路、船舶又は輸送すべき人、物資等についての航海命令など、輸送体制の連絡調整を行う。

(イ) 港湾諸作業の調整

災害時の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合は、港湾運送事業者に対し、港湾諸作業、緊急貨物取扱い等の公益命令など、連絡調整を行う。

(ウ) 陸上輸送の連絡調整

災害時の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合は、自動車運送事業者に対し、経路、輸送すべき人、物資等についての輸送に関する命令など、輸送体制の連絡調整を行う。

カ 釧路地方气象台

災害が発生した場合は、市災害対策本部等の要請に基づき、気象注意報等の必要とする情報を伝達する。

キ 北海道旅客鉄道(株)釧路支社

災害時における救助救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等について、関係機関の支援を行う。

ク 釧路警察署

(ア) 災害情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害警備措置上必要な情報を収集するとともに、関係機関と連絡を密にし、必要と認める場合は、その情報を積極的に通報する。

(イ) 救助、救出

災害による危険箇所、避難立ち退き地域などを巡視して、避難の遅れた者の発見、救助に努める。又、負傷者に応急措置をし、状況により救護所に搬送する。

(ウ) 関係機関の行う船舶り災者の救助、救出について、その作業に必要な地域の確保、交通規制、整理等を行い協力する。

(エ) 避難

災害の発生により急を要する場合には、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のための立ち退きを指示する。(立ち退き指示をした場合は、市長に通知する。又、市長が立ち退きを指示した場合は、これに協力する。)

(オ) 警戒区域の設定

災害の発生により生命、身体に対する危険防止のため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対してその区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずる。(警戒区域を設定した場合は、市長に通知する。市長又は消防職員(団)員が警戒区域を設定した場合は、これに協力する。)

(カ) 道路交通規制

災害時において、緊急輸送道路確保のため、又は道路における交通に危険が生ずるおそれがあるときは、署内協議の上、一時、歩行者及び車輛等の通行を禁止又は制限し、放置車輛及び放置物件の撤去等を実施する。

(キ) 犯罪の予防、鎮圧

a 避難したり災者の留守家庭及び指定避難所に対して必要により警戒員を派遣するほか、重点的なパトロールを行う。又、復旧物資をめぐる経済事犯の取締り、物資集積所の盗難等の予防に当たり、被災地域の治安を維持する。

b 被災地における補償その他利害関係に基づく対立紛争事案に対しては、その情報を収集し、関係機関に通報して事故防止に当たる。

(ク) 危険物施設に対する治安

a 石油、火薬などの危険物については、災害を拡大するおそれが大きいので、その施設周辺の立入禁止、市民の避難その他危険防止について措置する。

b 関係機関の行う保安措置について積極的に協力する。

(ケ) 広報活動

警備上必要な災害の状況、市民の避難、立入禁止、交通規制等その他治安維持に必要な事項について広報を行う。

ケ ㈱N T T東日本ー北海道釧路支店、㈱N T Tドコモ北海道支社釧路支店

(ア) 災害時における非常及び緊急電話の取扱い及び実施

(イ) 災害時において、必要に応じて電話及び電報の利用を制限し、重要通信の確保をする。

コ 放送局

(ア) N H K釧路放送局

(イ) 北海道放送釧路放送局

(ウ) 札幌テレビ放送釧路放送局

(エ) 北海道テレビ放送釧路支社

(オ) 北海道文化放送釧路支社

(カ) テレビ北海道

(キ) エフエムくしろ

災害時における災害救助、復旧の状況を適宜放送する。

サ 北海道電力ネットワーク(㈱釧路支店)

災害時における市民生活、事業所等への電力の円滑な供給を図る。

シ 日本通運(㈱釧路支店)

災害時における救助、救急物資の緊急輸送及び避難者の輸送等について、関係機関の支援を行う。

ス (社)釧路地区トラック協会

災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関することを行う。

セ 防災上重要な施設の管理者及び公共的団体

(ア) 危険物関係施設の管理者

a 災害時における危険物の保安に万全を期す。

b 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに、自衛消防力をもって初期消火に努める等適切な措置を講じる。

c 災害時において相互応援協定締結の事業所又は関係機関から応援を求められた場合、直ちに応ずる。

(イ) 港湾関係施設の管理者

a 災害時における港湾関係施設の保安に万全を期す。

b 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに、自衛消防力をもって初期消火に努める等適切な措置を講じる。

c 災害時において他の事業所又は関係機関から応援を求められた場合、直ちに応ずる。

(ウ) 釧路管内沿岸排出油防除協議会

釧路海上保安部指揮のもとに、流出油防除活動の推進と拡大防止を講じる。

(エ) 水難救済会釧路救難所

災害時において、自ら又は関係機関の求めに応じて、水難者の救助に協力する。

(5) 避難措置

海上災害等による火災、爆発により市民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合の避難措置については、第3章第5節「避難計画」の定めによる。

(6) 相互応援計画

ア 自衛隊の派遣要請

海上災害等における自衛隊の派遣要請の依頼は、第3章第24節「応援要請計画」の定めによる。

イ 防災上重要な施設の管理者及び公共的団体

危険物関係施設及び港湾関係施設の管理者並びに水難救済会釧路救難所は、関係機関等から要請があった場合は、保有する諸資機材等をもって協力を行う。

(7) 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となることから、防災ボランティアの協力が必要な場合のボランティア団体の受入等については、第3章第25節「ボランティア活動支援計画」の定めによる。

第2節 航空災害対策計画

釧路空港及びその周辺並びにその他の市域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生、又は発生するおそれのある場合に、迅速かつ的確に対応するため、防災体制及び対策について定める。

主な実施担当	災対本部	総務班、市民環境班、水産港湾空港班、消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、消防班
防災関係機関等	各防災関係機関	

1 予防対策

航空災害における被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるため、必要な措置を講じる。

- (1) 応急活動のための行動マニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (2) 実戦的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順や関係機関との連携等について徹底を図る。
- (3) 迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達を行うための体制整備を図る。
- (4) 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

2 応急対策

航空機災害は、多くの人的被害の発生が予想されることから、関係機関と緊密な連携のもとに、人命救助、救出活動を他の消防活動に優先して実施する。

- (1) 釧路空港及びその周辺で発生した場合

ア 釧路市

- (ア) 消防班は、航空災害による火災が発生し、又は発生のおそれのある場合は、関係機関と協力して消火・救難活動を行うとともに、生存者の救出活動を行う。
- (イ) 水産港湾空港班は、空港長が設置する合同対策本部において情報収集に努め、逐次、総務班に報告する。
- (ウ) 総務班は、遺体の安置場所の開設について要請を受けた場合は、場所を提供するとともに、状況に応じて、関係機関と連携し災害応急活動を行う。

イ 空港管理者

釧路空港事務所は、航空事故等緊急事態が発生した場合は、関係機関と連携し、消火救難・救急医療活動の必要な応急活動を、釧路空港緊急時対応計画に基づき実施する。

ウ 航空運送事業者

- (ア) 災害が発生した場合、速やかに職員を招集し、情報収集及び連絡に努める。
- (イ) 被災者の家族等と連絡、調整を図る。

(ウ) 遺体の身元確認や安置を行うとともに、遺族等の宿舎を確保する。

エ 釧路警察署

(ア) 現場の警察官、関係機関等からの情報に基づき、通行可能な道路や交通状況を的確に把握する。

(イ) 緊急道路を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を実施する。

(ウ) 災害の状況等により、警戒区域の設定を行うとともに、その警備に当たる。

(エ) 負傷者及び遺体の身元確認・検死を行う。

オ 釧路海上保安部

海上における捜索救助活動を行うものとし、可能な場合は、他の活動を支援する。

カ 第一管区海上保安本部釧路航空基地

海上における捜索活動を行うものとし、可能な場合は、他の関係機関の活動を支援する。

キ 自衛隊

災害派遣要請等に基づき、捜索、救助・救急活動その他必要な活動を行う。

ク (社)釧路市医師会

(ア) 関係機関の要請に基づき、事故現場における負傷者の救護を行うとともに、後方医療体制を整える。

(イ) 負傷者の急増等に対応するため、医師を確保し救護班を編成するとともに、必要に応じて他の医療機関に協力を求める。

(2) その他の市域で発生した場合

ア 道及び市は、事故の状況により関係機関と連携し、救助救出等の必要な応急活動を行う。

(ア) 合同対策本部の設置、参加

(イ) 初期消火、救助救出活動

(ウ) 乗客の避難誘導

(エ) 負傷者の搬送

(オ) 現場医療施設の開設

(カ) 無傷者の収容対応

(キ) 事故情報の提供等の広報活動

(ク) その他必要な活動

イ 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び各関係機関は、第3章第23節「行方不明者の捜索及び遺体の処理・火葬計画」に基づき、行方不明者の捜索、遺体の収容、火葬等を行う。

ウ 交通規制

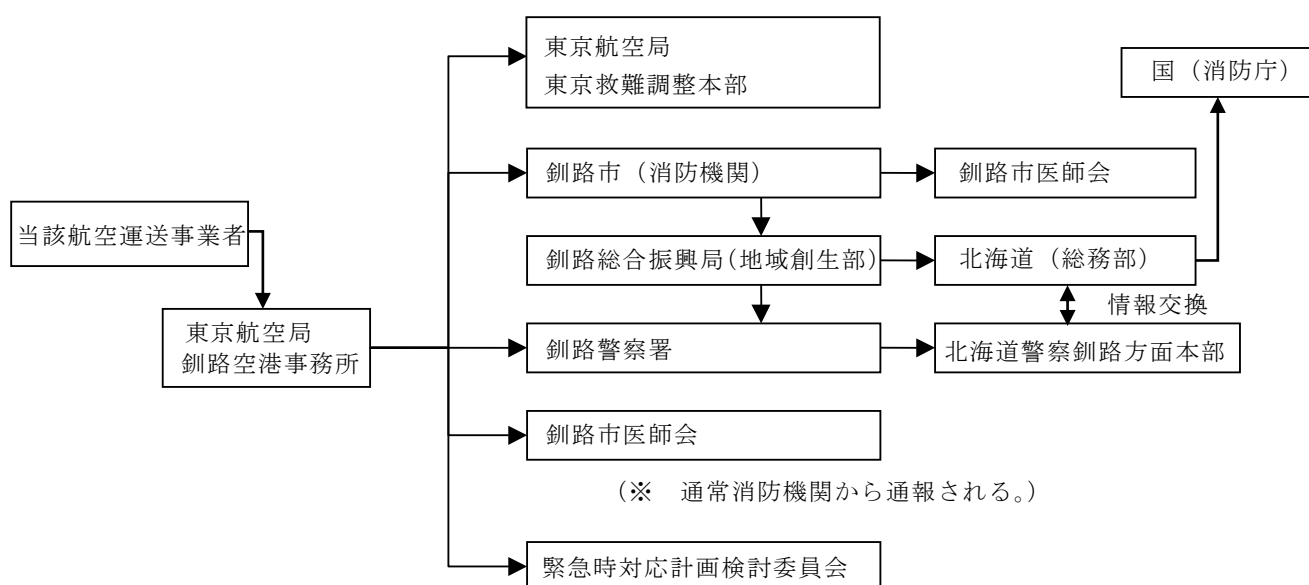
釧路警察署及び各関係機関は、災害の拡大防止及び緊急車両等の交通確保のため、必要な交通規制を実施する。

エ 応援要請

災害の規模等により、十分な応急対策を実施できないと認められる場合は、第3章第24節「応援要請計画」に基づき、自衛隊及び近隣市町村等に応援要請を行う。

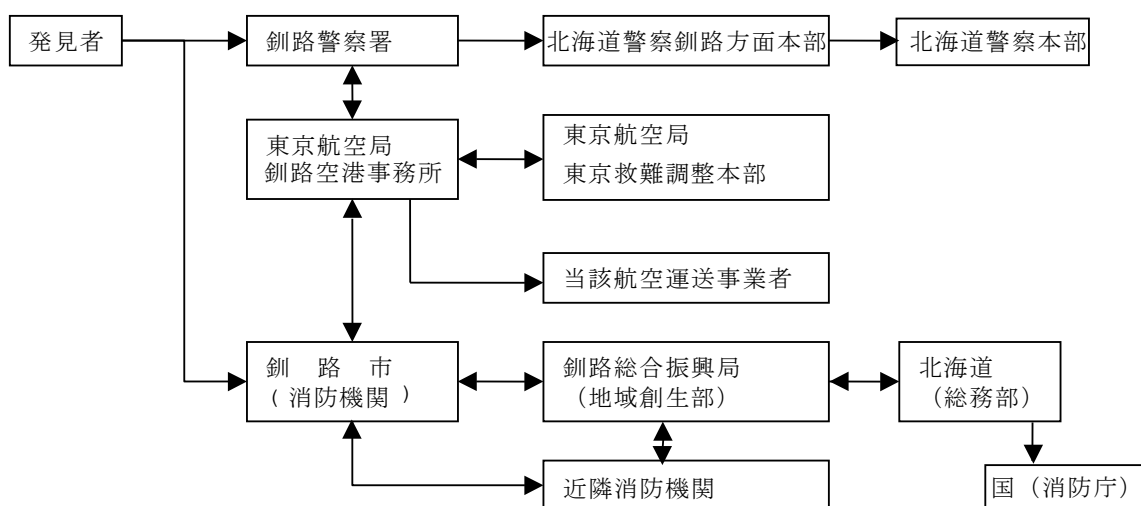
情報通信連絡系統図

1 釧路空港及びその周辺の場合

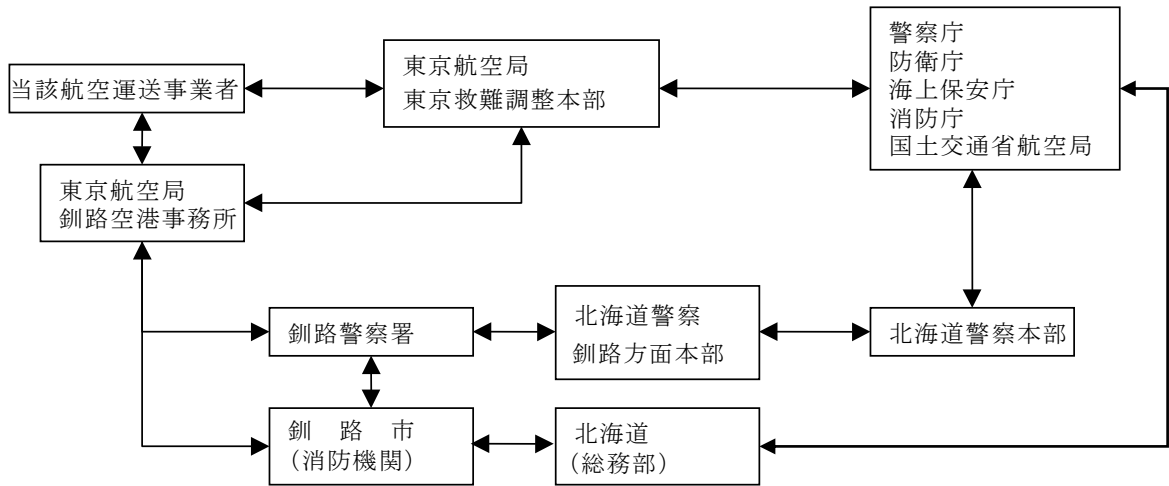


2 その他の市域の場合

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合



第3節 鉄道災害対策計画

列車の脱線、転覆、衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	総務班、市民環境班、消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、消防班
防災関係機関等	各防災関係機関	

1 予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道災害を未然に防止するための必要な予防対策を次により実施する。

- (1) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- (2) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- (3) 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象の予報など情報の収集に努めるとともに、施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

2 応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害時の情報の収集、通信等は、次により実施する。

ア 市及び各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 市及び各関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の管理、共有化、応急対策の調整等を行う。

ウ 鉄道災害時の情報通信連絡系統は、別図のとおりである。

(2) 災害広報

広報は、第3章第4節「災害広報広聴計画」の定めによる。

(3) 応急活動体制

市及び各関係機関は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第3章第12節「救急救助・医療救護計画」に基づき実施する。

(5) 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第3章第12節「救急救助・医療救護計画」によるほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力する。

(6) 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施する。

ア 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努める。

イ 釧路市

(ア) 地震災害等対策編第3章第5節「消防活動計画」に基づき、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

(イ) 鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び各関係機関は、第3章第23節「行方不明者の捜索及び遺体の処理・火葬計画」に基づき、行方不明者の捜索、遺体の収容、火葬等を行う。

(8) 交通規制

釧路警察署及び各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3章第15節「障害物除去計画」に基づき、必要な交通規制を実施する。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第7節「危険物等災害対策計画」に基づき、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

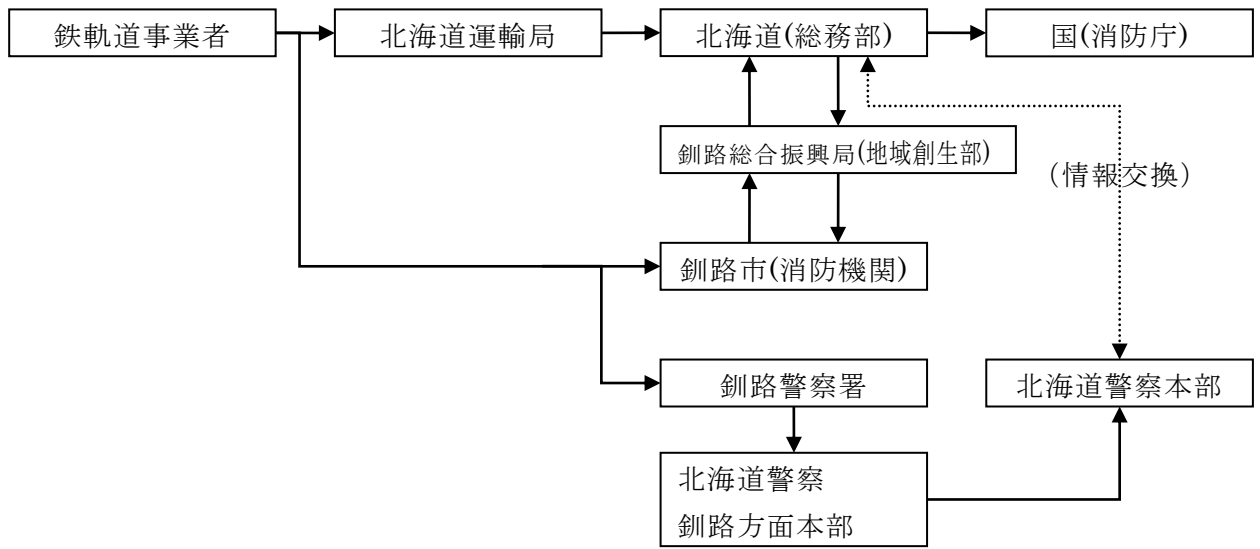
(10) 応援要請

市は、災害の規模等により、十分な応急対策を実施できないと認められる場合は、第3章第24節「応援要請計画」に基づき、自衛隊及び他の市町村に応援要請を行う。

(11) 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性にかんがみ被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

(別図)



第4節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めによる。

主な実施担当	災对本部	総務班、市民環境班、都市整備班、消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、建設班、消防班
防災関係機関等	各防災関係機関	

1 予防対策

道路災害を未然に防止するための必要な予防対策を次により実施する。

(1) 道路管理者

ア 橋梁、道路施設等の点検を強化し、施設等の現況把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

ウ 道路災害時に、施設、設備等の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制並びに資機材等を整備する。

エ 道路災害の原因究明に資する総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止策を実施する。

(2) 釧路警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、署内協議の上、迅速に立入禁止区域を設定して交通規制の実施、避難誘導を的確に行い、道路利用者に周知徹底するとともに、被災現場、周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

2 応急対策

(1) 情報通信

道路災害時の情報の収集、通信等は、次により実施する。

ア 市及び各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 市及び各関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の管理、共有化、応

急対策の調整等を行う。

ウ 道路災害時の情報通信連絡系統は、別図のとおりである。

(2) 災害広報

広報は、第3章第4節「災害広報広聴計画」の定めによる。

(3) 応急活動体制

市及び各関係機関は、道路災害時が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第3章第12節「救急救助・医療救護計画」に基づいて実施する医療救護活動については、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

(5) 消防活動

ア 道路管理者は、道路災害による火災の発生に際して、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

イ 消防機関は、地震災害等対策編第3章第5節「消防活動計画」に基づき、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

ウ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(6) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び各関係機関は、第3章第23節「行方不明者の捜索及び遺体の処理・火葬計画」に基づき、行方不明者の捜査、遺体の収容、火葬等を実施する。

(7) 交通規制

道路災害時における交通規制については、第3章第15節「障害物除去計画」によるほか、次により実施する。

ア 釧路警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、署内協議の上、災害の拡大防止及び立入禁止区域を設置するなどして、交通の確保のため必要な交通規制を行う。

イ 道路管理者

管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(8) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第7節「危険物等災害対策計画」に基づき、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

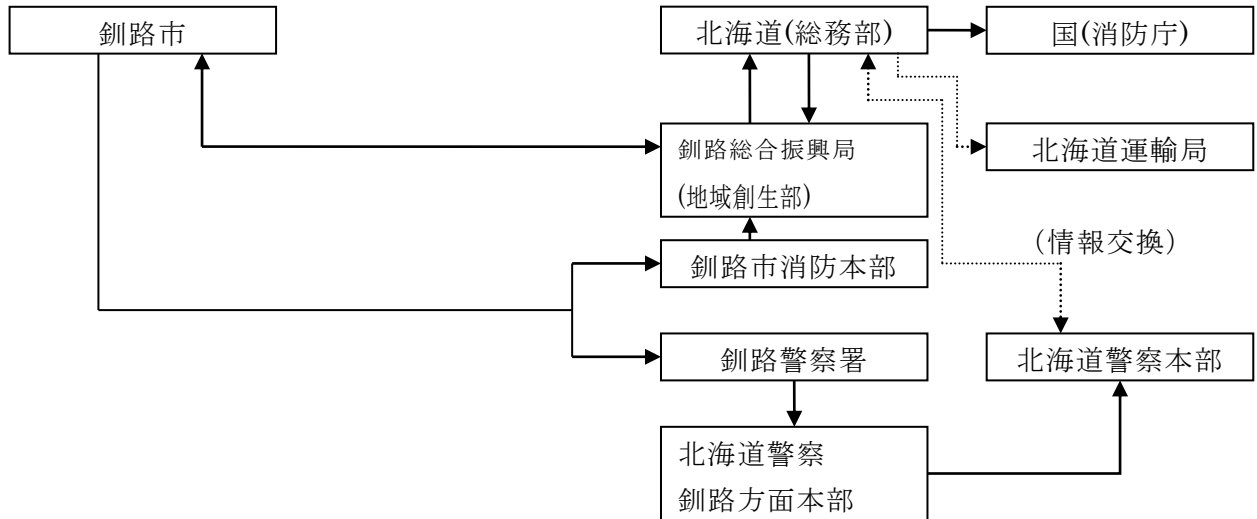
(9) 応援要請

市は、災害の規模等により、十分な応急対策を実施できないと認められる場合は、第3章第24節「応援要請計画」に基づき、自衛隊及び他の市町村に応援要

請を行う。

(別図)

情報通信連絡系統図 (市の管理する道路)



第5節 火山噴火災害対策計画

噴火、降灰（礫）、溶岩、有害ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るための予防、避難及び応急対策については、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	総務班
	地域本部	総務班、その他担当班
防災関係機関等	各防災関係機関	

1 予防対策

火山噴火災害対策計画予防対策は、「雌阿寒岳火山防災計画」による。

2 避難対策

火山噴火災害対策計画避難対策は、「雌阿寒岳火山防災計画」による。

3 応急対策

火山噴火災害対策計画応急対策は、「雌阿寒岳火山防災計画」による。

第6節 湖沼・山岳遭難予防及び救助計画

湖沼における船舶の転覆、衝突等の水難事故や山岳における遭難等事故による遭難者、行方不明者等の発生を未然に防御し、また、事故発生時の効果的な応急対策に備えるための予防及び応急対策については、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	総務班
	地域本部	総務班、消防班
防災関係機関等	釧路警察署、釧路総合振興局釧路建設管理部 根釧西部森林管理署、消防団、その他防災関係機関	

1 予防対策

(1) 湖上遭難予防対策

- ア 気象情報により危険が予知される場合は、貸しボートの使用中止や定期観光船の運行休止又は定期観光船運行路の変更措置等を行う。
- イ 飲酒者の貸しボートの使用を禁止する。
- ウ 関係機関による観光繁忙期における湖上の巡視を行う。

(2) 山岳遭難予防対策

- ア 根釧西部森林管理署阿寒湖畔森林事務所及び行政センター阿寒湖温泉支所は、登山届の提出を励行させる。
- イ 気象火山情報により危険が予知される場合は、登山中止の措置を行う。
- ウ 関係機関による登山最盛期における山岳パトロールを行う。

2 応急対策

(1) 湖上救助対策

市及び各関係機関は、巡視、監視あるいは定期観光船等より遭難の通報を受けた場合は、速やかに応急活動体制を整え、迅速かつ的確な湖上救助対策を実施する。

(2) 山岳救助対策

市及び各関係機関は、遭難の通報を受けた場合は、速やかに応急活動体制を整え、迅速かつ的確な山岳救助対策を実施する。

第7節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、高圧ガス、毒物・劇物）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、本計画の定めによる。

主な実施担当	災対本部	総務班、市民環境班、消防班
	地域本部	総務班、避難援護班、消防班
防災関係機関等	各防災関係機関	

1 予防対策

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者及び関係機関は、必要な予防対策を実施する。

2 応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、別図のとおりとする。

イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

(イ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

広報は、第3章第4節「災害広報広聴計画」の定めによる。

(3) 応急活動体制

市及び各関係機関は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、地震災害等対策編第3章第5節「消防活動計画」によるほか、次により実施する。

ア 消防機関は、事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(5) 避難措置

市及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第3章第5節「避難計画」に

に基づき、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

市及び各関係機関は、第3章第12節「救急救助・医療救護計画」に基づき、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、市及び各関係機関は、第3章第23節「行方不明者の捜索及び遺体の処理・火葬計画」に基づき、行方不明者の捜索、遺体の収容、火葬等を実施する。

(7) 交通規制

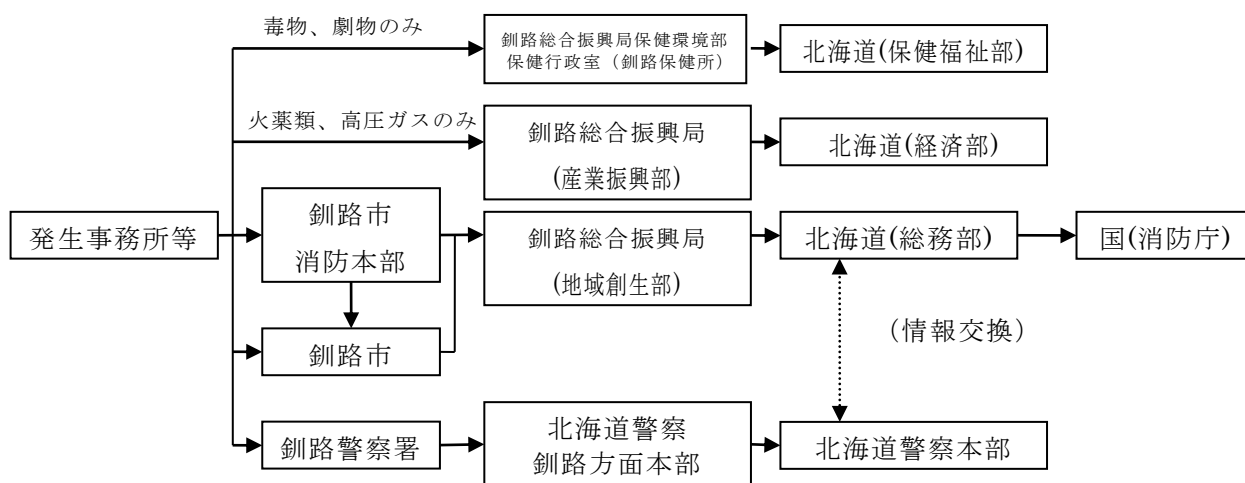
釧路警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3章第15節「障害物除去計画」に基づき、必要な交通規制を実施する。

(8) 応援要請

市は、災害の規模等により、十分な応急対策を実施できないと認められる場合は、第3章第24節「応援要請計画」に基づき、自衛隊及び他の市町村に応援要請を行う。

(別図)

情報連絡系統図



第8節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、本計画の定めによる。

主な実施担当	災对本部	総務班、産業振興班、消防班
	地域本部	総務班、建設班、消防班
防災関係機関等	消防団、釧路地方気象台、釧路総合振興局	

1 予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることから、次により対策を講じる。

(1) 釧路市

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の可能性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の許可・届出等について指導する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象条件の急変の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び釧路市火入れに関する規則の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を可能にするため、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定するとともに、空中消火薬剤の備蓄に努める。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- イ 巡視員の配置
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

- ア 火気責任者の選任、事業域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 釧路市林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、釧路市林野火災予消防対策協議会は、相互の連絡、情報交換及び指導等を行う。

ア 構成機関

構成する機関を次のとおりとし、協力機関の援助のもとにこの対策要綱により推進を図る。

(ア) 釧路市

(イ) 釧路総合振興局、釧路総合振興局森林室

(ウ) 釧路市消防本部、釧路市消防団

(エ) 根釧西部森林管理署

(オ) 釧路警察署

(カ) 釧路地方气象台

(キ) 釧路財務事務所

(ク) 釧路開発建設部

(ケ) 釧路総合振興局釧路建設管理部

(コ) 陸上自衛隊第27普通科連隊

(サ) 林業団体等 釧路地方林業会、弟子屈町森林組合、くしろ西森林組合

(シ) 組合 阿寒農業協同組合、釧路丹頂農業協同組合、釧路農業協同組合連合会

(ス) 会社 (株)ニチモク林産北海道、王子木材緑化(株)

イ 協力機関

実施機関に協力して予消防の万全を図る。

(ア) 委員会 釧路市教育委員会、釧路市農業委員会

(イ) 学校 市内各小中学校

(ウ) 報道機関 北海道新聞釧路支社、釧路新聞社、朝日新聞釧路支局、読売新

聞社釧路支局、毎日新聞釧路支局、日本経済新聞釧路支局、共同通信社釧路支局、時事通信社釧路支局、NHK釧路放送局、札幌テレビ放送釧路放送局、北海道テレビ放送釧路支社、北海道文化放送釧路支社、テレビ北海道、エフエムくしろ

- (エ) 猟友会 北海道猟友会（釧路支部、白糠支部音別部会）
- (オ) 巡視員 市有林、自然保護、鳥獣保護、森林保全
- (カ) 各団体 緑いっぱい市民運動世話人会、釧路観光コンベンション協会、釧路市連合町内会、釧路地方たばこ販売協同組合

2 気象情報対策

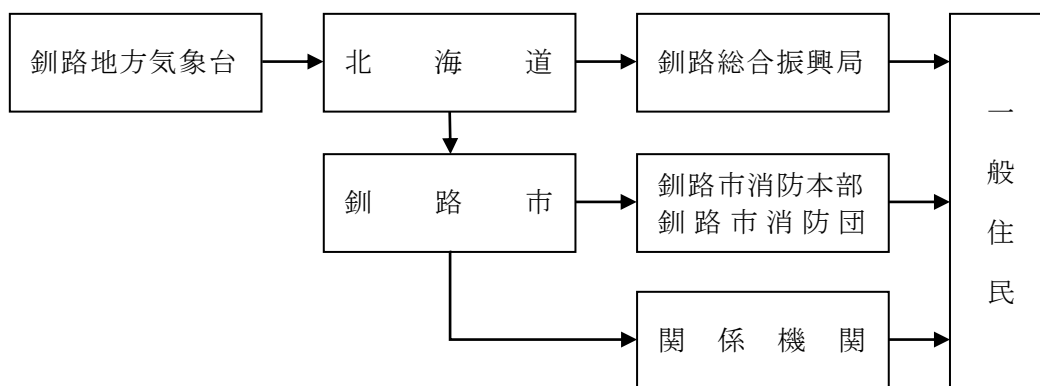
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要素であるため、情報を受けた関係機関は次により気象注意報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として釧路地方气象台が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、第2章第10節「消防計画」中の火災気象通報基準のとおりである。

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



6 応援要請

市は、災害の規模により、十分な応急対策を実施できないと認められる場合は、第3章第24節「応援要請計画」に基づき、自衛隊及び他の市町村に応援要請を行う。

第5章 災害復旧計画

第1節 被災者援護計画

風水害等の災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、被災者の援護について計画を定める。

主な実施担当	災対本部	総務班、財政班、福祉班、こども保健班、産業振興班、水産港湾空港班
	地域本部	避難援護班、建設班

本節の詳細は、地震災害等対策編第4章第1節「被災者援護計画」に準ずる。

第2節 公共施設復旧計画

風水害等の災害により被災した公共施設の災害復旧は、できるだけ早い被災施設の原形復旧と併せ、再度の災害発生を防止するため、長期的な視野に立った検討による施設の新設又は改良が必要である。

被災施設の復旧については、被害の状況から判断し、重要度と緊急度の高い施設を優先的に実施する。

主な実施担当	災対本部	住宅都市班、都市整備班、水産港湾空港班、上下水道班
	地域本部	建設班
防災関係機関等	釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部	

本節の詳細は、地震災害等対策編第4章第2節「公共施設復旧計画」に準ずる。

第6章 公共事業施設防災計画

第1節 電力施設防災計画

この計画は、電力施設に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るため、円滑かつ適切な災害対策を行うことを目的とする。

主な防災関係機関	北海道電力ネットワーク㈱
----------	--------------

1 災害予防対策

(1) 防災訓練の実施

風水害等の被害を想定し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に遂行するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 電力設備の安全化対策

電力施設は、設計基準等に基づき設置されており、各設備ごとに十分な分析を行うとともに、従来 of 経験を生かして万全の予防措置を講じる。

(3) 災害対策用資機材等の確保

ア 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

イ 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受け入れ及び資材集荷、受け渡しなどの復旧活動に備えておく。

2 災害応急対策

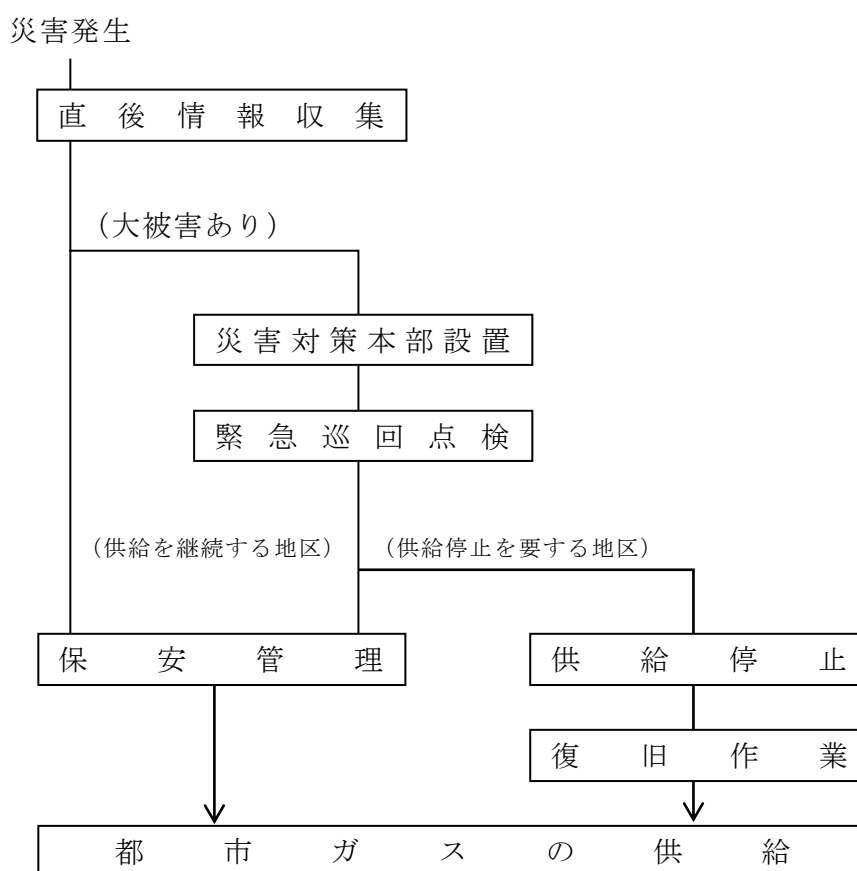
本項の詳細は、地震災害等対策編第5章第1節「電力施設防災計画」に準ずる。

第2節 ガス施設防災計画

災害発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害を防止し、ガスの安全かつ速やかな復旧を行うことを目的として都市ガスの施設に応じた適切な対策を講じる。

主な防災関係機関	釧路ガス(株)
----------	---------

1 ガス施設応急対策フロー図



2 ガス施設応急対策

被災した都市ガス施設については、釧路ガス株が、施設の応急復旧を行うものとし、次の措置をとる。

(1) 製造所の応急対策

ガス製造設備、ガスホルダーなどを点検し、損傷部分は早急に応急修理を行う。

(2) 導管の応急対策

ア 導管ガス漏れの有無を、ガス漏えい検知器、臭気等により確認し、二次災害の防止を図る。

イ 導管の漏えい箇所は即刻応急修理を行い、速やかに本修理を実施する。

ウ 導管からの漏えい規模が大きい場合には、ガスによる二次災害を防止するため、被害の著しい地域についてガスの供給を停止する。

エ 供給を継続する地区は、漏えいガスによる二次災害防止のための巡回を実施し、特に橋梁、河川の架管部を重点的に調査する。

オ 導管折損などのためにガス漏えいが甚しく引火の危険性がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講じ、状況によっては、住民の避難措置をとる。

(3) 災害時の情報収集

事故又は災害に際し、所轄官庁に速やかに連絡し、応援体制の確保に努める。

3 利用者への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

ア ガス供給停止地区

(ア) 復旧の見通しとスケジュール

(イ) 復旧作業への協力依頼

イ ガス供給継続地区

(ア) ガス臭気、漏れ等異常時にはガス会社へ通報

(イ) ガスの安全使用周知

(2) 広報の方法

ア 報道機関への協力要請

イ 広報車による巡回

ウ 戸別訪問によるチラシ配布

エ 諸官公署への協力要請

第 3 節 公衆通信施設防災計画

電気通信事業の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図ることを目的とする。

主な防災関係機関	(株)NTT東日本ー北海道、(株)NTTドコモ北海道支社
----------	------------------------------

本節の詳細は、地震災害等対策編第 5 章第 3 節「公衆通信施設防災計画」に準ずる。